

スーパー・オブザーバーへの軌跡

EU vis-à-vis UN

大隈 宏

長引くヨーロッパ債務危機/その対応に奔走するEU。2012年は、もっぱらこの問題に明け暮れた。しかし国際社会全体という、より広い視点から見た場合、EUに関して特筆すべき出来事が指摘される。それは、EUが21世紀の多国間主義における中心的な存在へと躍り出たという事実である。2011年5月、ヨーロッパは国連総会における enhanced observer status の獲得を祝った。こうして、リスボン条約に基づきEU代表が、EU全体としての共通の立場を表明することが可能となったのである。この新たに付与されるオブザーバー資格に基づき、具体的にEUにどのような権利が認められるか、たとえば主要な国家グループに伍して、国連総会のどのタイミングにおいてEUに発言の機会が与えられるか・・・等に関しては、いまだ明確ではなく検討課題として先送り状況にある。とはいえ、EUに特別なオブザーバー資格を付与する決議の採択に際しては、国連に加盟する他の地域グループや小国の反発が強く、EUは精力的な外交努力の積み重ねにより辛うじて勝利を収めたのである (Jørgensen, K. E. and K. V. Laatikainen eds. (2013) *Routledge Handbook on the European Union and International Institutions*, Routledge, p. 1.)。

I プロローグ

2012年11月29日、ニューヨークの国連広報局は *General Assembly grants Palestine non-member observer State status at UN* と題するプレス・リリースを発売し、次のように国連におけるパレスチナのオブザーバー資格の変更を報じた。

本日、国連総会はパレスチナに対して、国連において非加盟オブザーバー国家の地位 (non-member observer State status) を認めることを投票により決定した……。国連におけるパレスチナの地位に関する決議は、国連加盟 193 カ国中、賛成：138、反対：9、棄権：41 により採択された。……また同決議において総会は、安全保障理事会に対して、2011年9月、国連の正式メンバーとなることを求めたパレスチナの要請を「前向きに検討する」(consider favorably) よう希望する旨の見解を表明した。国連への正式加盟というパレスチナの試みは、昨年は失敗に終わったが、その理由は、総会に対して加盟の是非を勧告する安全保障理事会（構成 15 カ国）が、「全会一致による勧告をなしえなかった」(unable to make a unanimous recommendation) からである。

そもそもパレスチナは、1974年11月、国連総会決議によりオブザーバー資格を付与されていた。ただしそれは、(国家以外の)「その他の組織」(other entities) というカテゴリーのもとに認められるものであり、パレスチナを国家として認知するものではなかった。したがって2012年11月29日/総会決議 (A/67/L.28) の採択は、政治的にきわめて重要な意味をもつものであった。Ban Ki-moon 国連事務総長が、決議の採択直後に、<本日、国連総会はパレスチナに対して、国連における非加盟オブザーバー国家の地位 (Non-Member Observer State status) を付与したが、それはパレスチナが国連加盟国となるために必要な基本的要件 (prerogative of the Member States) を充足していることを確認するものであった¹⁾> と決議採択の歴史的意義を強調したことに端的に示されている。

“Entity” から “non-Member Observer State” への移行。　　いうまでもなくそ

それは形式的な手続き事項にとどまるものではなかった。それは、中東問題の解決を 1947 年 11 月 29 日に採択された国連総会決議第 181 号 (II) *Future Government of Palestine* という原点にまで回帰させようとする高度に政治的な重要事項であった。決議の採択に参加した 188 カ国中 (5 カ国が欠席), 73% すなわち 138 カ国という圧倒的多数が賛成したのに対して, 5% に相当する 9 カ国 (カナダ, チェコ, イスラエル, マーシャル諸島, ミクロネシア, ナウル, パラオ, パナマ, アメリカ) が敢えて反対の意思表示を行い, また 21% に相当する 41 カ国が棄権に回ったのは, *Status of Palestine in the United Nations* と題するこの決議の政治的色彩を色濃く示すものであった²⁾。

いうまでもなくアメリカは, 決議案の否決にむけて保持するソフト・パワーを全力で駆使した。とはいえ, パレスチナ問題をめぐる世界の潮流 (国際世論), より直接的には総会における < 一国一票制度 > は, アメリカに対する構造的制約条件として立ちはだかった。極端な加重投票制が採用され, アメリカに拒否権が付与されている安全保障理事会とは異なり, 総会においては < 数こそ力なり > という基本原理が働いており, 多勢に無勢, アメリカにできることは棄権を増やすという消極的な対抗策にとどまり, 結局一敗地にまみれることを余儀なくされたのである。

ところでそもそも国連憲章にはオブザーバーに関する規定は存在しない。オブザーバー, とりわけ「非加盟オブザーバー国家」という資格は, 国連発足直後, 実際上の必要性に迫られて設けられたものであり, それは国連への正式加盟へと至るプロセスの前段階として定着していった。

1946 年, 国連事務総長はスイスをオブザーバーとして迎えることを決定した。これが, 非加盟オブザーバー国家のはじまりである (ちなみにスイスが国連の正式加盟国となったのは, 2002 年 9 月のことである)。これを契機として以後, 韓国, オーストリア, 西ドイツ, フィンランド, イタリア, 日本, 南ヴェトナム・・・等が, 非加盟オブザーバー国家として, 国連におけるオブザーバー参加を認められた。そして, こうした非加盟オブザーバー国家は, こんにちまで 16 カ国を数えており, それらはやがていわば既定路線として国連正式加盟国の地位を獲得するのである。すなわち, 非加盟オブザーバー国家という資格は, 正式に国連のメンバーとなる道程における < 通過儀礼 > として位置づけられた (ただし 2004 年 7 月に非加盟オブザーバー国家の地位を付与された Holy See 《ヴァチカン》は, この限りではない)。したがって 1971 年に国連を

脱退した台湾（中華民国）による再加盟申請，およびその布石としての非加盟オブザーバー国家への認定申請を例外として，非加盟オブザーバー国家という資格認定が政治問題化することはきわめて稀であった。

ちなみに慣例により，国連のオブザーバーには，非加盟オブザーバー国家というカテゴリーに加えて，上述のように「その他の組織」というカテゴリーもあり，唯一パレスチナがそこに含まれている（ただし NGO がこのカテゴリーに分類される場合もある）。また政府間国際組織 (Intergovernmental Organization) というカテゴリーのもとに，多くの国際的 / 地域的国際組織が国連においてオブザーバー資格を認められており，国連オブザーバーの太宗を占めるのは国際組織である。

ともあれ Business as Usual / 非政治化を基本原理として処理されてきた国連オブザーバー資格が，パレスチナをめぐる政治化（紛糾）したことは紛れもない事実である。いうまでもなくそれは，中東問題およびそれを取り巻く国際環境の特殊性を反映しており，根底において国家の存立基盤およびその正統性を鋭く問うものであった。ただしそれは一過性の例外事象にとどまらなかった。国連を舞台として，パレスチナをめぐる政治的駆け引きが繰り広げられた 2011 年 - 2012 年の時期。それとほぼ軌を一にするかたちで，国連をアリーナとして，政府間国際組織としての国連の基本的属性，ひいては国連オブザーバー資格を保持する地域的国際組織の態様，さらには主権国家から構成される地域経済統合体の存在意義そのものをめぐって，静かな，しかし国際社会の基本構図を根底から問い質す政治的ドラマがサイドショー的に繰り広げられたのである。それが EU の国連におけるオブザーバー資格強化をめぐる EU 域内・域外における政治的駆け引きであった。*European Foreign Policy Scorecard* によれば，その軌跡は，以下の通りであった。

（2010 年）EU は，リスボン条約の発効をうけて，国連総会における“enhanced observer status”の獲得を重点課題として追求した。・・・国連総会において EU 高官に対し，新たに発言権および提案権を認めることを意味する，この“enhanced observer”statusの確保という EU の目論見は，新たな混乱を引き起こした。EU は，この特別な地位の確保を優先的政策課題として位置づけ，その実現を図った。しかしそれはあくまでもひとり EU のみの地位強化を目的とするものであり，African Union 等，EU 以外

の地域グループに同様の地位を付与することを目指すものではなかった（それは“enhanced observers”が増えることにより、国連外交がさらに複雑化することを危惧したアメリカに対するEUの譲歩であった）。開発途上国は9月の国連総会／新会期開始直前に周到な根回し工作を行い、問題を先送りさせた。この表決には、カナダやオーストラリア等のEU友好国ですら棄権に回っており、あるヨーロッパ外交筋によれば、こうした事態は国連におけるEUの影響力の大幅な低下を象徴するものであった³⁾。

(2011年)EUは、長年の懸案であった国連安全保障理事会の改革、および国連総会におけるEUの“enhanced observer status”の確保に奔走した。・・・あくまでも限定的とはいえ、EUに対して総会における討議に参加するための実質的権利を認めようとする“enhanced observer status”の獲得に向けてEEAS(欧州対外活動庁)は活動を強化した。2010年、EUの意に反するかたちで国連総会が決定を先送りする旨を表決したという経緯から、この問題はきわめてデリケートなイシューであった。とはいえEUの主張に対して懐疑的なカリブ海・太平洋地域等の小国に対する重点的な説得工作が功を奏して、情勢は徐々に好転していった。ただしEUが最終的な勝利を収めるためには、5月にキャサリン・アシュトン上級代表がニューヨークにまで足を運び、直談判をする必要があった。もっとも、この勝利により、事態がすべて順調に推移した訳ではなかった。この問題に対して終始消極的な立場をとったイギリスは、国連総会においてEUに発言させることが法的に正当化され、政治的先例となることを懸念し、その後もことあるごとにEU共通の立場の構築を牽制し、合意の形成を妨害した。このようなイギリスの態度に対しては、フィンランド等が激しく反発したが、それはEUの大勢とはならなかった。このEU域内における内輪もめは、ほとんど公にはならなかったが、必然的に国連におけるブロックとしてのEUの評価を貶めるものとなった。10月に亀裂の修復に向けた妥協が図られたが、緊張状態の解消までには至らなかった⁴⁾。

本稿は、このような *European Foreign Policy Scorecard* の記述(スケッチ)を手掛かりとして、EUが国連総会において他のオブザーバーとは異なる“enhanced observer status”，すなわち<スーパー・オブザーバー資格>を獲得

するに至るまでの政治過程を浮き彫りにしようとするものである。具体的には、<EPC から CFSP へ>と至る EU 活動領域の<外延的拡大>過程に焦点を当て、その重要なミーティング・ポイントである国連総会とのインターフェイスに分析のメスを入れること。これが本稿の直接的な課題である。

II 背景 EPC プロセスの制度化<ハーグからパリへ>

周知のように 1968 年 7 月、EC は当初の予定より 18 カ月早く関税同盟を完成した。それは、工業製品を対象とする加盟国間（域内）の関税および輸入数量枠を完全に撤廃し、併せて域外諸国に対して共通対外関税（CET, Common External Tariff）を導入するものであった。こうしてローマ条約（EEC 設立条約）に規定された過渡期間を終了した EC が、次の目標（ステップ）として掲げたのが経済同盟の構築であった。同時に EC は、これを一大転機として、長らく封印してきた政治協力の分野に再挑戦（Re-launch）することとなった。EC 加盟国は、欧州防衛共同体（EDC, European Defense Community）の失敗（1954 年）によるトラウマからようやく自らの解放を決意したのである⁵⁾。

1969 年 12 月、EC 6 カ国は、議長国オランダのハーグで首脳会議を開催した。それは、ド・ゴール將軍の退陣を受けて 1969 年 6 月、フランス大統領に就任したばかりのポンピドゥーの呼びかけに応えるものであった。

そもそも EC 設立の黎明期における欧州防衛共同体構想の挫折は、フランスによる事実上の拒否権行使の結果であった。またド・ゴール政権時代の 1965 年後半、フランスは EC 諸機関をボイコットして（「空席戦術」）、EC を機能不全に陥らせた。さらにフランスは、二度にわたりイギリスの EC 加盟を葬り去った。そのフランスの大統領に就任したポンピドゥーは、一転して EC への積極的なコミットメントを打ち出し、EC の<完成（completion）・強化（consolidation）・拡大（enlargement）>を主要テーマとする首脳会議（Meeting of the Heads of State or Government）を年内に開催することを求めたのである。

こうして開催された EC 首脳会議は、「ハーグ・スピリット」（Spirit of the Hague）の名の下に「ルクセンブルクの妥協」（1966 年 1 月）以来低迷していた EC の再活性化に向けて大きく踏み出す決意を宣言した。EC 加盟国は、フランスを先頭として、ド・ゴール將軍に対する「宥和政策」がもたらした<負の遺産>の清算に着手したのである。これが、<完成・強化・拡大>を EU の三

大目標として掲げるハーグ首脳宣言（1969年12月2日）であった⁶⁾。

全16パラグラフから構成され、正式には Final communiqué of the Conference (2 December 1969) というハーグ首脳宣言。その概要は、以下の通りである⁷⁾。

まず冒頭の第1～第4パラグラフにおいては、総論として、次のような基本認識/基本的事実が確認された。(1) 会議には、EC加盟6カ国の首脳および外相が出席した。なお EC 委員会は、会議の二日目に参加するよう求められた。(2) 共同市場は最終段階に移行しようとしており、加盟国首脳には、これまでの成果を総括し、今後の基本的方向性を確定することが求められている。(3) EC はいまや歴史的な転換点にさしかかっている。1969年末における過渡期間の終了、ひいては共同市場の最終段階への移行は、政治的にきわめて重要である。EC は明日の世界において責任をはたしうよう United Europe への道を切り開き、伝統と使命にふさわしい貢献を行うことを求められている。(4) EC 加盟6カ国首脳は、EC の存在意義そのものに関わる課題として政治的目的の重要性を再確認し、その実現に向けて断固たる決意で取り組む覚悟である。(5) EC は、依然として欧州統合の中核を構成しており、ヨーロッパ諸国の EC への加盟は、EC そのものの発展に寄与する。

つづく第5パラグラフ～第16パラグラフは、各論に相当するものであり、まず EC の〈完成〉として、共通農業政策 (CAP, Common Agricultural Policy) の財政規則の策定が謳われた。それは共通農業政策の財政基盤を、加盟国の分担金から共同体固有財源へと転換させようとするものであった。またそれは、欧州議会の予算権限強化を視野に入れるものでもあった。ちなみに欧州議会の直接選挙の導入に関しては、閣僚理事会による継続審議とする旨が謳われた。

ついで〈強化〉に関しては、経済通貨同盟 (Economic and Monetary Union) の創設が謳われた。さらに〈拡大〉に関しては、(交渉の開始前に6カ国が共通の立場を構築したうえで) 一方に共同体、他方に加盟申請国との間で交渉を開始する旨が確認された。

このように〈完成・強化・拡大〉が、それぞれ独立した課題として取り上げられたうえで、第15パラグラフにおいては「拡大との関連において」という大枠(留保条件)のもとに、政治統合の問題が次のように謳われた。EC 加盟6カ国首脳は、各国外相に対して、拡大という文脈において、政治統合を推進するための最善の方策を検討するよう指示した。外相は、1970年7月末

までに具体的な政策提言を行うものとする。

それではこのハーグ首脳宣言は、どのように評価されたのであろうか。たとえば、首脳会議終了直後の1969年12月11日、レイ EC 委員会委員長（ベルギー出身）は、欧州議会に対して、以下のような報告を行った⁸⁾。首脳会議の二日目に、きわめて変則的なかたちでの参加しか認められなかった（Full Participant としての参加は認められなかった）レイ委員長は、首脳会議のバランス・シートを次のように総括したのである。

まずプラス面として、委員長は、以下の諸点を強調した。（1）EC 加盟6カ国が、首脳宣言というきわめてインパクトの強いかたちで、共同体の政治的目的に関して、断固たる決意を表明したのは、高く評価できる。（2）域外諸国が、ともすれば EC を単なる特惠貿易地域とみなしがちな現状に鑑みた場合、20年を経過したこんにち、政治的目的に対する EC の強固な信念をアピールしたことは、ヨーロッパのみならず世界に対してもきわめて有意義である。（3）〈完成〉に関しては、過渡期間の終了を宣言したことは、高く評価できる。（4）〈強化〉に関しては、経済通貨同盟の創設を謳ったことは、高く評価できる。（5）〈拡大〉に関しては、EC 加盟6カ国が、それぞれ個別に〈政府間交渉〉というかたちでイギリス、アイルランド、ノルウェー、デンマークと加盟交渉を行うのではなく、加盟国が〈共同体として〉一丸となって交渉を行うことを宣言したことは、高く評価できる。（6）ハーグ首脳会議は、共同体の将来および発展に関して大きな成果をもたらすものであり、その意味において、首脳会議の開催に向けたフランス大統領のイニシアティブを高く評価する。

そのうえでマイナス面として、委員長は、以下の諸点を付け加えた。

- (1) 世界においてヨーロッパのはたす役割がまったく取り上げられなかった。
- (2) 政治同盟 (Political Union) に関して、ほとんど言及されなかった。(3) 共同体の発展にとって不可欠な、共同体諸機関の強化が取り上げられなかった。
- (4) 欧州議会の直接普通選挙に関して、積極的な言及がなされなかった。

いうまでもなくレイ EC 委員会委員長が作成したこのバランス・シート自体、高度に政治的／外交的なステートメントであり、額面通りに受け取ることは困難である。そのいわんとするところ（真の意味）を理解するためには、行間、ひいては背景をひもとき、黙示的メッセージを浮き彫りにすることが不可欠である。このような観点から見た場合、レイ委員長の総括報告において、注目さ

れるのは次のような記述である。すなわち委員長は、首脳会議のマイナス面の総括において、まずその冒頭で、ヨーロッパの世界的役割に関する言及の欠落を批判したうえで、以下のように指摘したのである。(1)この問題は、ハーグ首脳会議のテーマではない。したがって、この問題が取り上げられなかったからといって驚くに足らない。(2)ECが拡大し、開発途上国に対するECの責任が増大するにともない、ヨーロッパの世界的役割がいままで以上に重要になることは明らかである。(3)かりにこの問題が、ハーグ・コミュニケにおいて付随的なテーマとして言及されるにとどまったとしても、それは大きな問題ではない。というのも周知のように、世界においてヨーロッパがはたす役割に関しては、すでにEC諸機関において実質的な議論が行われる運びとなっているからである。

ハーグ首脳宣言/第15パラグラフを、このような文脈からあらためて洗い直してみると、そこから重要なメッセージを読み解くことができよう。たしかに第15パラグラフは、最終コミュニケにおける実体規定の末尾を汚すものでしかない。しかもそこには、「拡大との関連において」という大枠が設定されている。とはいえそこには、きわめて重要なHidden Agendaが秘められていたのである。ハーグ首脳会議に参加したEC加盟6カ国首脳(および外相)は、第15パラグラフが真にいわんとするところは、<外交政策の分野における協力>であり、<いかにして外交政策における協力関係を制度化するか。その具体的方法の策定 これこそが、各国外相に付託されたマンデイトに他ならない>旨を暗黙の、しかし共通の了解事項として認識していたのである。いいかえれば、ハーグ首脳宣言/第15パラグラフは、きわめて抑制された表現(in low-key way)ながら、ECが政治協力への道を歩み始めること、具体的にはECが対外経済関係と並行して、世界の政治問題に関しても発言する能力を身に着ける決意であることを内外に宣言するものであった⁹⁾。

これを契機としてECは、欧州政治協力、すなわちEPC(European Political Cooperation)の「制度化」に向けて動き始めるのである。その軌跡は、以下の通りである¹⁰⁾。

1970年10月、ルクセンブルク(議長国)で開催されたEC6カ国外相会議は、政治協力に関する「ルクセンブルク報告」(Luxembourg Report)を採択した¹¹⁾。それは、ハーグ首脳宣言/第15パラグラフのマンデイトに基づき、ベ

ルギー（1970年前半の議長国）外務省ダヴィニオン政務局長の主導のもとに取り纏められるものであった。

それは、次のような基本認識に基づき、欧州政治協力への道を謳うものであった。共同市場の構築が最終段階へと移行したこんにち、ECに求められているのは、加盟国間の政治協力（political co-operation）の強化であり、その第一段階として、国際問題に対する加盟国の認識を整合化する（harmonizing）ためのメカニズムの構築である。われわれは、ヨーロッパが政治的使命をないがしろにするものではないことを全世界にあまねく知らしめるべく、当面の重点課題として、加盟国の外交政策を調整（co-ordination）すべきと考える。というのも、われわれは、それを通じて共同体の発展が促進され、いままで以上にヨーロッパ共通の責任（common responsibility）という意識が喚起されると確信するからである。（第1部/第10パラグラフ）

このような共通認識に基づき「ルクセンブルク報告」は、次のように欧州政治協力の基本原理（大枠）を提示した。すなわち EC6カ国外相は、(1) 欧州政治協力の推進に向けた外相会議の定例化（最低2回/年開催）、(2) EC委員会と欧州議会に対する、欧州政治協力への限定的関与の承認、(3) EC諸活動からは独立した、独自の活動領域としての欧州政治協力の定式化、(4) EC議長国による欧州政治協力の主催、および事務局機能の提供に合意したのである。

このように「ルクセンブルク報告」は、欧州政治協力の開始を宣言するものとなった。とはいえそれは、<ECの枠外における、政府間協議のスキーム>という大きな留保条件に規定される（歯止めをかけられる）ものであった。さらにそれは、基本構図のみを定めたきわめて簡素な<枠組み合意>でしかなかった。とはいえ「ルクセンブルク報告」では、<欧州政治協力への道を継続させるべく（In order to ensure continuity in the task undertaken）、2年以内に第2報告書を作成する>旨を謳っており（第3部/第1パラグラフ）、そこには一步一步段階を積み重ねることにより（ratchet mechanism）、EPCプロセスの制度化（内実化）を図ろうとする政治的意思が秘められていた¹²⁾。

1972年10月、<EC6カ国+新規加盟予定3カ国（イギリス・アイルランド・デンマーク）>首脳は、パリで首脳会議を開催した。それは、EC9カ国による最初の首脳会議として位置づけられるものであり、主要議題は全欧安保協力会議（CSCE）およびアメリカとの関係であった。いうまでもなくそれらは、

加盟9カ国間の政治協力，すなわち外交政策の調整を不可欠とするものであり，10月21日に採択されたパリ首脳宣言では，欧州政治協力の推進が，次のように謳われた¹³⁾。(1)ヨーロッパは，自己の主張を世界にアピールし，保持する能力（人的・知的・物的資源）に見合った独自の国際貢献をすべきである。(2)EC加盟国は，一体的なヨーロッパの構築により，世界において確固たる地位を確保すべきである。(3)ヨーロッパ構築の原動力であるEC加盟国は，1970年代末までに相互関係そのもの（whole complex of their relations）を，欧州連合（a European Union）という名称にふさわしいものへと変化させる決意である。(4)ECが歴史的存在意義を十分に開花させるためには，ヨーロッパに求められている世界的責任の行使に向けて，EC加盟国が共同行動をとることが不可欠である。(5)外交政策に関するEC加盟国間の政治協力は端緒に終わったばかりであり，さらなる改善が必要である。(6)EC加盟国外相は，2回／年ではなく，4回／年，定例会合を開催すべきである。(7)EC加盟国外相は，1973年6月末までに「ルクセンブルク報告」において謳われた政治協力の改善に関する第2報告書を作成すべきである（第14パラグラフ）。

1973年6月，EC9カ国は，デンマーク（議長国）で外相会議を開催し，欧州政治協力に関する「コペンハーゲン報告」(Copenhagen Report)を採択した¹⁴⁾。それは，前年10月に開催されたパリ首脳宣言／第14パラグラフで謳われたマンデイトに基づき，欧州政治協力に関する〈第2報告書〉として作成されるものであった。すなわち，「コペンハーゲン報告」は，あくまでも「ルクセンブルク報告」に基づき，それを基礎として，実務的な視点から欧州政治協力の日常業務の改善，ひいてはworking system of collective diplomacyの構築を図るものであった。それは，「欧州連絡官グループ」(Group of Correspondents)の新設やEC加盟9カ国の外務省を結ぶCOREU telex networkの設置に示される通りである。とはいえ，「コペンハーゲン報告」は，単なる実践的な微調整（イノベーション）にとどまるものではなかった。それは，本文（2部構成）および付属文書から構成されており，ハーグ首脳会議を嚆矢とする欧州政治協力の制度化を不可逆的な挑戦として再確認し，さらにその日常化／緻密なルーティン化，ひいては体系化を通じて，EC9国間に外交政策の分野における新たな〈協力の文化〉を定着させようとするものであった¹⁵⁾。その概要は，以下の通りである。

まず第1部（総論）においては，欧州政治協力の軌跡（実績）の再確認を通

じて、その基本原理が、以下のようにあらためて確認／肯定された。(1) 欧州政治協力の目的は、次の通りである。定期的な協議および情報交換を通じて、主要な国際問題に関する EC 加盟国間の相互理解を改善する。国際問題に関する各国の基本認識を調整し、各国の立場を整合的なものとするにより、また可能かつ望ましい場合には共同行動を推し進めることにより、EC 加盟国政府間の連帯を強化する。(2) こんにち、すでいくつかの分野において EC 加盟国は、共同での検討／決定を行っている。それは、共通の政治行動を可能とするものであり、EC 加盟国間に調整 (co-ordination) という行動様式 (reflex) を定着させている。(3) ヨーロッパの連帯意識 (collegiate sense) は、国際関係における実体的な力 (real force) となりつつある。(4) 「ルクセンブルク報告」において提起された欧州政治協力に関するプラグマティックなメカニズムは、柔軟かつ効果的に機能してきた。(5) 共同行動という習慣 (habit of working together) は、成果を積み重ねることにより、その対象範囲を拡大させつつある。

つづく第 2 部 (各論) では、第 1 部における <回顧> を踏まえて、欧州政治協力の推進に向けた行動計画の一環として、既述のスキームの設置に加えて、次のような政策手段が提案された。(1) 外相会議の 4 回 / 年開催。(2) 主要国際機関に常駐する EC 加盟国 / 代表部相互間の定期協議。(3) 議長国に対する過重負担の軽減に向けた、非議長国による積極的な支援。(4) 欧州政治協力の枠組みに基づく事前協議 (prior consultation) の定式化。

とはいえ「コペンハーゲン報告」は、欧州政治協力の推進に向けたベクトルを一挙に加速するものではなかった。欧州政治協力メカニズムの拡充は、次のような但し書き (留保条件) をともなうものでもあった。すなわち、<外交政策分野における EC 加盟国間協力関係の制度化> という、国家主権の中核部分 (聖域) に対する挑戦は、当然のことながらホット・イシューとして EC 加盟国間に激しい <域内政治> を引き起こした。それは、「統合主義」と「政府間主義」との対立を先鋭化させるものであり、その結果、アクセルと同時にブレーキも踏むという高度に政治的な妥協が図られたのである。そのブレーキに相当するのが、第 2 部 / 第 12 (最終) パラグラフの以下の文言である。(1) 政府間レベルにおいて国際政治問題を取り扱う政治協力の営みは、EC 加盟国間に締結されたローマ条約という法的根拠に基づき推進される共同体諸機関の活動とは、本来的に異質かつ付随的なものである (distinct and additional)。(2)

共同体の諸活動に影響を及ぼす国際政治問題への対処に関しては、共同体諸機関との間に緊密な関係が維持されるものとする。

1973年12月、EC9カ国外相は、コペンハーゲンで「ヨーロッパのアイデンティティに関する宣言」(Declaration on European Identity)を採択した¹⁶⁾。それは、現象的(直接的)には1973年10月に勃発した第4次中東戦争、およびOAPECの石油戦略発動による(第1次)石油危機の発生に触発されるものであった。というのも、1973年1月、6カ国体制から9カ国体制へと歴史的な発展(第1次拡大)を実現したばかりのECは、対イスラエル戦略の一環としてアラブ産油国が行った原油の禁輸および価格の大幅値上げ措置により、経済的脆弱性および政治的脆弱性を露呈したからである。想定外の外的攪乱要因に遭遇したEC9カ国には、サバイバル戦略の一環として、自国中心的な行動原理への回帰を容認する機運も浮上していった。このような統合に逆行しかねない新たな動きに対して、ECを構成する9カ国は、それを封じ込め、結束のさらなる強化に向けて、EC統合の歴史的意義そのものの再確認、ひいては地域統合体としてのECの新たなアイデンティティの構築という防御/対抗措置を講じたのである。

ところで、EC9カ国外相が「ヨーロッパのアイデンティティに関する宣言」を採択した背景には、いまひとつ重要な構造的外的要因が存在した¹⁷⁾。それは、アメリカ・ニクソン政権による新たなヨーロッパ戦略の模索である。すなわち1973年4月、キッシンジャー国家安全保障問題担当大統領補佐官(1973年9月、国務長官に就任)は、1973年を「ヨーロッパの年」(the Year of Europe)と位置づけ、アメリカとヨーロッパ(EC)が「新大西洋憲章」(New Atlantic Charter)を策定して、「新たな現実」に対処することを提案したのである。それは、米ソ・デタントの定着、ヴェトナム和平の実現、経済/エネルギー問題の噴出・・・等、新たな国際政治/経済環境のもとで、<拡大EC>との関係を根本的に再定義しようとするものであった。具体的にはそれは、アメリカがグローバル・パワーとしての立場から、対米自立、ひいてはリージョナル・パワーからの飛躍を模索するECを牽制しようとするものであった。いうまでもなく、こうしたアメリカのイニシアティブ(攻勢)に対するEC9カ国の反応は一様ではなかった。イギリスや西ドイツは、好意的に反応した。これとは対照的に、フランスはアメリカによる覇権的行動として強く反発した。「ヨーロッパのアイデンティティに関する宣言」は、こうしたEC域内の政治的亀裂を

包み込む目的で、そしてまたアメリカの「新大西洋憲章」構想に対抗する EC の政治的・戦略的メッセージとして採択されたものでもあった。その概要は、以下の通りである。

まず第 I 部においては、EC 9 カ国間の結束 (unity) の必要性が、次のように謳われた。(1) こんにちの国際社会においては、ごく一握りの大国に権力と責任が集中しており、ヨーロッパが、世界において発信し、適切な役割をはたしうするためには、一致結束して、いままで以上に、ひとつの声として発言しなければならない。(2) ヨーロッパは、世界のすべての人々の福利の向上に向けて影響力を行使し、世界経済運営の任に当たる決意である。(3) ヨーロッパ自身の安全を確保することなしに、世界平和を実現することは不可能である。(4) ヨーロッパが自主独立を堅持するためには、自己防衛のための適切な手段の確保に向けて、不断の努力を積み重ねることが不可欠である。

つづく第 II 部においては、域外世界との関係という全体的文脈において、ヨーロッパのアイデンティティが、次のように謳われた。(1) 9 カ国は、EC として統合することは、新たな国際的責任をとまなうものであることを十分認識している。(2) ヨーロッパの統合は、国際社会全体に利益をもたらすものである。(3) 9 カ国は、国連憲章の目的および基本原則に基づき、その実現に向けて積極的な役割をはたすつもりである。なお 9 カ国は、その一環として外交政策の分野において、共通の立場の構築に向け、漸進的に歩を進める決意である。(4) 9 カ国は、一体的な行動主体 (single entity) として、域外第三国との間に、調和のとれた建設的な関係の構築を図る。(5) 将来 9 カ国が、域外第三国との間に一体として交渉を行う (negotiate collectively) 場合、準拠する制度や手続きは、ヨーロッパの一体性を十分尊重するものでなければならない。(6) EC 加盟国は、域外第三国との二国間関係においても、9 カ国間に合意された共通の立場に基づき行動する。(7) アメリカと EC 9 カ国との緊密な関係は、相互に利益をもたらすものであり、堅持されなければならない。(8) EC 9 カ国は、平等および友好の精神に基づき、アメリカとの建設的な対話を維持し、協力関係を発展させる決意である。(9) EC 9 カ国は、開放的かつ均衡のとれた国際経済システムを維持するうえで重要な役割を担っている日本やカナダ等の先進工業国との緊密な協力および建設的な対話を追求する決意である。(10) EC 9 カ国は、個別にかつ共同で、ソ連および東欧諸国とのデタントおよび協力政策が結実するのに貢献した。(11) EC 9 カ国は、国際社会における中

国の重要性に鑑み、多方面において中国との関係強化を図る。(12) EC 9 カ国は、アジア諸国との関係を強化する決意である。(13) EC 9 カ国は、伝統的に友好関係にあるラテンアメリカ諸国との関係をさらに発展させる決意である。(14) EC 9 カ国は、開発途上国に対する責任および義務を自覚し、低開発に対する闘い (struggle against under-development) の重要性に鑑み、貿易および開発援助の分野における国際協力を強化する決意である。(15) EC 9 カ国は、積極的に国際交渉に参加する決意である。とりわけ国連およびその専門機関において、可能な限り共通の立場を構築して、国際社会の発展に貢献する決意である。

最後に第 III 部においては、「統一欧州の建設に向けたダイナミズム」(Dynamic Nature of the Construction of a United Europe) と題して、「ヨーロッパのアイデンティティ」の確立が、統一欧州の建設と連動している旨が謳われた。すなわち EC 9 カ国が、域外世界に対して独自のアイデンティティを構築することにより 9 カ国間の結束が強化され、その結果、真の意味でのヨーロッパ外交政策の策定が実現されるとの確信が披瀝された。

1974 年 12 月、EC 9 カ国首脳は、パリで首脳会議を開催した。それは、フランスのジスカール・デスタン大統領と西ドイツのシュミット首相による周到な準備、緊密な連携プレー（仏独枢軸）のもとで立案・運営されたもので、1969 年 12 月、ハーグでスタートした EPC プロセスのひとつの到達点（集大成）として、EC の〈枠外〉ながらも、その制度化を決定づけるものとなった¹⁸⁾。すなわち、パリ首脳会議において欧州理事会 (European Council) の設置が合意され、EC 9 カ国は最高度の政治レベルにおいて、外交政策の分野における政治協力の推進へと邁進することとなったのである。

ニクソン・ショック（1971 年 8 月）により引き起こされた国際通貨金融危機（IMF 体制の動揺）、第一次オイル・ショック（1973 年秋）により引き起こされた戦後国際経済体制の地殻変動（New International Economic Dis-order の顕在化）。ジスカール・デスタン大統領とシュミット首相は、このような未曾有の国際的危機状況に対して、ともに財務大臣として対応に奔走した。こうしたいわば極限的な体験の共有を通じて両首脳は、EC が危機管理を迅速かつ的確に実現するためには、「欧州委員会などのヨーロッパ機関に任せるのではなく、構成国の指導者がリーダーシップを発揮して政策方針を打ち出していなければならない・・・。そのためには首脳同士が率直に議論し、決定する場が必要である¹⁹⁾」との基本的認識を強い確信として共有したのである。

こうして 1974 年 12 月 10 日に採択されたパリ首脳会議コミュニケ²⁰⁾では、EC が直面するさまざまな課題（特定多数決制，欧州議会直接普通選挙，欧州同盟，経済通貨同盟，共通エネルギー政策，EC 予算分担金・・・等）が言及されたが，その冒頭を飾ったのが EPC であった。すなわち，EC 9 カ国首脳は，それまでアド・ホック・ベースで開催されてきた EC 首脳会議を，欧州理事会 (European Council) として制度化 / 定例化し，外交政策の分野における EC 加盟国間の協力を，閣僚レベルから首脳レベルへと格上げ / 強化することに合意したのである。その骨子は，以下の通りである。 (1) 9 カ国首脳は，域内問題および域外問題に対処するためには， 包括的なアプローチ (overall approach) が必要であり， EC の諸活動および政治協力の分野において，その進展を図りつつ，かつ全体的な一貫性を確保することが不可欠であると考え (第 2 パラグラフ)。 (2) 9 カ国首脳は，外相をともない， 欧州理事会のの名のもとに (in the Council of the Communities)，そしてまた 政治協力の文脈において (in the context of political co-operation)， 年に 3 回，必要に応じて適宜， 首脳会議を開催する (第 3 パラグラフ)。 (3) 首脳会議の開催時には，それと並行して，政治協力に関する 9 カ国外相会議を開催する (同上)。 (4) これまで積み重ねてきた慣行・手続きに則り，適正規模の事務局を設置する (同上)。 (5) EC 委員会は，これまで通り，慣行に基づき政治協力に関与する (同上)。 (6) 9 カ国首脳は，統一ヨーロッパの進展に向け，EC の利害にかかわる国際問題全般にわたって，漸進的に共通の立場の構築および外交活動の調整を図る決意を再確認する (第 4 パラグラフ)。 (7) EC 議長国は，9 カ国を代表して発言し，国際社会において EC としての統一的な立場を説明する (同上)。 (8) ヨーロッパの建設において，政治協力がますます重要な役割をはたしているとの認識に基づき，欧州議会と議長国とのよりいっそうの緊密化を図る (同上)。

Ⅲ インターフェイス グローバリズムとリージョナリズムの邂逅

周知のように，国連の設立協定である国連憲章は，<われら《联合国》の人民は> (WE THE PEOPLES OF THE UNITED NATIONS) という文言で始まっている。また第 4 条では，国連への加入の要件と手続きが，次のように規定されている。 (1) 国連は，国連憲章に掲げる義務を受諾し，且つ，この義

務を履行する能力及び意思があると《国連により認められる》(in the judgement of the Organization), すべての平和愛好国に開放されている。(2) 国連への加盟の承認は, 安全保障理事会の勧告に基づいて, 総会の決定により行われる。

この規定を受けて, (1) 新加盟国の国連への加盟の承認は, 出席し, 且つ投票する構成国の三分の二の多数によって行われる(第18条)。(2) その前提となる安全保障理事会の勧告は, 常任理事国(5カ国)の同意投票を含む, 7(9)²¹⁾ 理事国の賛成投票により行われる旨が定められた(第27条)。

なお第107条では, 第二次世界戦争中に《連合国》の敵国であった国に関して《連合国》が行った行動の効力の有効性が確認された²²⁾。

このように1945年10月に発足した国連は, 文字通り《連合国》が創設した国際組織であり, それは国連の原加盟51カ国の内訳に象徴的に示されている。すなわち, 1950年以降, ECSC(欧州石炭鉄鋼共同体), EURATOM(欧州原子力共同体), EEC(欧州経済共同体)の設立メンバーとして重要な役割をはたしたドイツとイタリアは, 枢軸国として排除された(同様な理由から, 日本も排除された)。とはいえ国連は, これら旧敵国を永久に排除するものではなかった。国連は第4条の規定に基づき, 国連憲章の基本的目的及び原則を誠実に履行する<意思と能力>を保持していると, 国連が認定した平和愛好国に対してはユニバーサルリズムを具現する国際組織として, 積極的に門戸を開放することを謳ったのである。既述のように, その具体的な政策措置が国連憲章に(根拠)規定が存在しないオブザーバー, とりわけ<「非加盟」(non-member)/「国家」(state)/「オブザーバー」(observer)>という資格(status)の新設であった。国連は, 国家としての存在それ自体に疑義はないものの, 加盟国として受け入れられるための十分条件を充足するまでには至っていないとみなされる国家に対しては, まずオブザーバーとしての資格を付与し, 「経過観察」のうえで, やがて正式なメンバーとして迎え入れるという, 二段階の便法を講じたのである。こうして1952年, イタリアと日本がオブザーバー資格を付与された。そのうえでイタリアは1955年に, また日本は1956年に, それぞれ正式に国連への加盟を認められた。

問題は, ドイツの処遇であった。1945年5月, 連合軍に降伏したドイツは, 四大国(アメリカ・イギリス・フランス・ソ連)の占領下に置かれた。ほどなくして, 米ソ(東西)冷戦の顕在化により, ドイツは冷戦の最前線となり, 四

カ国占領体制は、ドイツの東と西への分断（分割統治）へと変貌していった。こうして1949年5月、西側陣営の一員としての立場から戦後復興を志向するドイツ連邦共和国が成立した。他方、これに対抗するかたちで1949年10月、東側陣営の一員として新たな国家建設を志向するドイツ民主共和国が成立した。これがいわゆる分断国家としての東西両ドイツの誕生である。それは、熾烈をきわめた米ソのイデオロギー的・軍事的対決の原因であり、結果でもあった。そこでは国際社会の基本的単位である国家としての正統性そのものが鋭く問われ、「ドイツ問題」は「中国問題」と同様に、国際社会全体を巻き込むホット・イシューへとエスカレートしていった。

この「ドイツ問題」は、東西冷戦の闘争場裏（アリーナ）のひとつとなっていた国連にとっても無縁ではなかった。1952年、西ドイツは、国連におけるオブザーバー資格を付与された。これとは対照的に、東ドイツに国連オブザーバー資格が認められたのは、それから20年後の1972年のことであった。ドイツの国連加盟問題は、ハイ・ポリティカル・イシューとして、長期間にわたり棚上げ（塩漬け）状態とされたのである。

このような、いわば構造的な手詰まり状況に風穴を開け、ドイツの国連加盟問題に一大転機をもたらしたのが、1969年10月、西ドイツに誕生したブラント政権による「接近による変容」を基本戦略とする「東方政策」の展開であった。「アデナウアー政権以来、西ドイツ政府は東ドイツ国家の存在を国際法的には認めておらず、第二次世界大戦終結時に失われたオーデル・ナイセ以東の東部領土についてもその権利を留保していた。東方政策の展開にあたって、ブラント政権は国際法的には承認せず、外国とは見なさないものの、東ドイツが現実的に存在することを認め、ドイツ人は一つの民族であるが、国家は事実上二つ存在しているという『一民族二国家論』が展開された。これは東ドイツの存在を公式には認めない、それ以前の政権の政策からの大きな転換であった²³⁾」。

いうまでもなくこうしたブラント政権による「東方政策」推進の背景には、米ソ緊張緩和の模索（戦略兵器削減交渉の開始等）という大状況（国際環境の基本構造）の変化が追い風として存在した。ブラント政権は、そうしたグローバルイズムの新たな潮流を梃として、「対話による緊張緩和」という新たなリージョナリズム（「東方政策」）を模索し、ソ連とのモスクワ条約締結（1970年8月）、ポーランドとのワルシャワ条約締結（1970年12月）、そして「東方政

策」の総決算としての東ドイツとの基本条約締結（1972年12月）・・・等，東側隣接諸国との関係改善・緊張緩和，ひいては東西関係の改善・安定化，信頼醸成に成功したのである。そもそも，ブランドの「東方外交」の核心は，東欧諸国全般ではなく，東ドイツとの関係改善を中心目標とするものであった。こうして，東西両ドイツの国連同時加盟への道が切り開かれたのである²⁴⁾。

1973年6月22日，国連安全保障理事会は，投票に付することなく (without vote)，次のような決議案を採択した²⁵⁾。安全保障理事会は，ドイツ民主共和国およびドイツ連邦共和国の国連への加盟申請を，それぞれ個別に検討し (consider separately)，その結果，国連総会に対して，両国の国連への加盟申請を承認するよう勧告する。

1973年9月18日，国連総会は，投票に付することなく，75カ国から提案された次のような決議案を採択した²⁶⁾。国連総会は，(1)ドイツ民主共和国およびドイツ連邦共和国の国連への加盟申請を承認すべきとの安全保障理事会の勧告に基づき，(2)両国の加盟申請をそれぞれ個別に検討した結果，(3)ドイツ民主共和国の，国連への加盟申請を承認することを決定する。(4)ドイツ連邦共和国の，国連への加盟申請を承認することを決定する²⁷⁾。

こうして9カ国から構成される拡大 EC が発足した1973年。ECの原加盟国であり，フランスとともにヨーロッパを舞台とするリージョナリズムを牽引してきた西ドイツは，ようやく国連というグローバルズムの表舞台において正式にその存在を認知された。〈5+3+1〉すなわち，〈フランス・イタリア・ベルギー・オランダ・ルクセンブルク〉+〈イギリス・アイルランド・デンマーク〉+〈西ドイツ〉という EC 9カ国は，国連という国際政治のグローバル・アリーナにおいて，いままで以上に大きな存在感 (visibility) を誇示するものとなったのである。

そもそも EC は1970年代初頭以降，ECの〈枠外〉という留保付きながらも，EPCスキームの制度化を通じて，外交政策の分野における加盟国間協力関係を既成事実として積み重ねてきた。いうまでもなく国連は，そうした EPCの中心的アリーナのひとつであった。ただしそこには大きな限界が存在していた。それは，ECの原加盟国であり，域内「超・大国」である西ドイツが，国連というグローバル・レベルにおける多国間主義の〈聖地〉から排除されてきたという事実である。もちろん西ドイツ（および東ドイツ）は，以前から，さまざまなかたちで国連専門機関にはコミットしてきた。とはいえ，西ドイツの

国連における正式なメンバーシップ獲得の政治的意義は、EPC にとってきわめて大きなものであった。EC にとってフランス、イギリスに加えて、西ドイツという EC における超大国を国連に送り込むことは、ソフト・パワーの強化という大きな効用を期待させるものであった。それはまた、EPC のさらなる内実化／強化を強く期待させるものでもあった（既述の「ヨーロッパのアイデンティティに関する宣言」の採択は、西ドイツの国連加盟から 3 カ月後のことであった）。他方国連にとっても、EC における超大国・西ドイツの国連への正式加盟は、ソフトおよびハードの両面において、多大の効用を期待させるものであった。こうした、いわば多層的な win-win 解（シナジー効果）への期待。そのひとつの到達点が、EEC の国連総会におけるオブザーバー資格の獲得であった。

1974 年 10 月 11 日、国連総会は *Status of the European Economic Community in the General Assembly* と題する、次のような決議案を採択した²⁸⁾。国連総会は、国連と EEC との協力関係の促進を希求し、事務総長に対して、オブザーバーという資格で、国連総会の本会議およびその諸活動に参加する (participate in the sessions and work of the General Assembly in the capacity of observer) よう、EEC を招聘することを要請する。

こうして、グローバリズムを代表する国連とリージョナリズムの先駆的モデルとされる EC は、国連総会という国連の〈表舞台〉において正式に邂逅したのである²⁹⁾。

IV EPC の法的基盤整備 SEA, マーストリヒト条約, そしてリスボン条約への道

1970 年代前半、EC 加盟国間の政治協力、具体的には外交政策の分野における政府間協議は、EPC プロセスとして着実に積み重ねられていった³⁰⁾。1970 年 10 月の「ルクセンブルク報告」、1973 年 6 月の「コペンハーゲン報告」は、そうした EPC プロセスの進捗状況を象徴的に示す出来事であった。すなわち EPC プロセスは、こうした「報告書」の採択を通じて、漸進的にステップ・バイ・ステップというかたちで、堅実に前進していったのである。そのひとつの到達点が、1974 年 10 月、国連総会における EEC のオブザーバー資格取得であり、ひいては同年 12 月、パリ首脳会議における EPC の〈ハイ・ポリティ

ックス化>であった。

とはいえ、このような1970年代前半における政治的ダイナミズムはほどなくして失速し、1970年代後半、EPCプロセスは停滞の憂き目に遭った³¹⁾。そもそもEPCの実態は情報交換の域を出るものではなく、政府間協議を通じたEC9カ国<共通の立場の構築>とは程遠いものであった。1979年11月、テヘラン(イラン)のアメリカ大使館員人質事件の勃発/1979年12月26日、ソ連のアフガニスタン侵攻。このような国際社会全体を震撼させる危機状況の出現に対してEC9カ国は、効果的かつ適切に対処することができなかった。EPCメカニズムは、機能不全に陥り、所期の目的をはたすことができなかった。その結果、EPCに新たなモメンタムを付与しようとする再生戦略策定の動きが胎動していった。それを主導したのがイギリスであり、EPC再生に向けた具体的なシナリオが「ロンドン報告」であった。

1981年10月13日、EC10カ国外相(1981年1月、ギリシアが10番目の加盟国となった)は、ロンドンで欧州政治協力に関する報告書「ロンドン報告」を採択した³²⁾。それは、「ルクセンブルク報告」「コペンハーゲン報告」につづく、EPCに関する第3報告であり、EPCに新たな政治的息吹を与えるものであった。報告書は2部から構成されており、その骨子は、以下の通りである。

まず第1部においては、EPCに関する基本的認識/ガイドラインが、次のように再確認された。(1)EPCは、EC加盟10カ国の外交政策において中心的な地位を占めるまでに至っている。(2)ECおよび加盟国は、以前にもまして域外第三国から、国際関係における一体的な実体(a coherent force in international relations)とみなされようになった。(3)EPCは外交政策の分野における、より緊密な連携の推進という加盟国の切実なニーズに応えるものである。(4)EPCは着実に強化され、対象範囲の継続的拡大を通じて、欧州連合(European Union)が志向する究極の目標の達成に寄与してきた。欧州統合の進展は、外交政策の分野におけるEC加盟国間のより実効的な協働を促進するものである。(5)国際緊張が高まり、国際社会の先行きがますます不透明になりつつあるこんにち、EC加盟国が一丸となって国際問題に対処する必要性(need for a coherent and united approach to international affairs)は、以前にもまして大きくなっている。(6)EC10カ国は、世界において保持する総合力に見合うだけの役割をはたすまでには至っていない。(7)EC10カ国は、世界の動きに受

動的に反応するだけでなく、いままで以上に積極的に世界の動きを主導すべきである。(8)それぞれのEC加盟国が置かれている状況は多様である。したがってEPCの枠組みにおいて安全保障の政治的側面(political aspect of security)という重要な外交政策課題を取り上げるためには、柔軟かつプラグマティックなアプローチを堅持することが必要である。(9)「ルクセンブルク報告」および「コペンハーゲン報告」において合意された諸事項の完全な履行に向けて、EC加盟10カ国がEPCに対するコミットメントを再確認することは時宜を得ている。(10)EC加盟10カ国間の協議(consultation)こそEPCの真髄である。(11)EC10カ国がひとつの声で発言するための客観的な条件は、以前よりも充足されている。EC10カ国は、共通の立場(common positions)の構築にとどまらず、共同行動(joint action)をも志向すべきである。

ついで第2部において、EC10カ国外相はそれまで積み重ねてきたEPCのメカニズムおよび手続きを検証し、EPCの基本構造は維持したうえで、次のような実践的改善策に取り組むことに合意した。(1)EC加盟10カ国は、国連において各国の立場が一致しない問題等に関しては、長期的な視点から研究を行う。(2)EPCを成功させるためには、情報管理、機密保持を徹底させることが重要である。(3)域外第三国との関係において、EC加盟10カ国はEPCの枠組みに基づき、一元的に対応できるようにする必要がある。(4)EC閣僚理事会議長国は、必要に応じて10カ国の合意のもとに、<前議長国および次期議長国>の代表とともに(トロイカ体制)、域外第三国の代表と会合をもつこともありうる。(5)議長国は過重負担を軽減するために、<前議長国および次期議長国>から出向する官僚の支援のもとに、小規模な事務局(トロイカ事務局)を設置することができる。(6)直接普通選挙により選出された議員から構成される欧州議会との関係をよりいっそう強化する。(7)あらゆるレベルにおいて、EC委員会のEPCプロセスへの完全な参加(fully associated with Political Co-operation at all levels)を促進する。(8)EC加盟10カ国中、3カ国からの要請に基づき、48時間以内に政治委員会、必要に応じて閣僚理事会を召集して危機に対処する。

このように「ロンドン報告」は、EPCプロセスの再活性化に向けて、新たな政治的刺激をインプットするものであった。同報告では、はじめて明示的に安全保障の「政治的側面」をEPCのアジェンダに組み込むことが確認された。

それは、国家主権の中核部分（ハイ・ポリティックス）に対する挑戦を意味した。すなわちそれは、限定付きとはいえ国家の安全保障問題が EPC にとってもはや不可侵の聖域ではない旨を宣言するものであった。同様に、外交政策に関する EC 加盟国間における「事前」協議の重要性の確認、＜共通の立場から共同行動へ＞の発展、EPC プロセスに対する EC 委員会による参加の強化・・・等は、プラグマティックな既成事実の積み重ねを通じて、いわばなし崩し的に EPC プロセスの質的大転換を図るものであった³³⁾。

とはいえ 1981 年 10 月を契機として、EPC プロセスがビッグ・バンの連鎖反応を引き起こしたわけではなかった。EPC プロセスが、(1) EC 枠外の、(2) 外交政策の分野における、(3) 「非公式な協力慣行」という変則的な状況から脱却して、EC の法体系に包摂される「公式な活動領域」として正式に認知されるまでには、それからさらに 5 年の歳月を要したのである。というのも、欧州連合 (European Union) の構築という全体的な文脈において、EPC をどのように位置づけるべきか。この古くて新しい問題をめぐって、一方にフランスに代表される政府間主義 (Inter-Governmentalism)、他方に西ドイツ、イタリア、ベネルックス 3 国に代表される連邦主義 (Federalism) が激しく対立したからである。さまざまな妥協の積み重ねによるパッケージ・ディールが成立し、10 (12) カ国間に曲りなりにも合意が形成されたのは 1985 年 12 月のことであった。その成果が 1986 年 2 月、12 カ国 (1986 年 1 月、ポルトガルとスペインが EC に加盟した) により調印され、1987 年 7 月に発効した SEA (Single European Act, 単一欧州議定書) であった³⁴⁾。

「ロンドン報告」(1981 年) から SEA (1986 年) への橋渡しの役割をはたしたものとして忘れてならないのが、1983 年 6 月、シュトゥットガルト (西ドイツ) で開催された欧州理事会の採択した「欧州連合に関する厳粛なる宣言」(Solemn Declaration on European Union, シュトゥットガルト宣言) である³⁵⁾。それは SEA を先取りする、きわめて野心的な内容を含むものであり、それ故に実効性を欠如したものとして過小評価される運命にあった。その骨子は、以下の通りである。(1) EC 10 カ国首脳は、外交政策 (安全保障の政治的側面を含む) においてひとつの声で発言することにより、ヨーロッパが世界平和の維持に貢献しうるものと確信する。(2) EC 10 カ国首脳は、外交政策 (安全保障の政治的および経済的側面を

含む)の分野における協議の強化を通じて、EPCの強化・発展を図る。(3) EC 10カ国首脳は、欧州連合の実現に向け、あらゆるレベルにおいてECとEPCの活動を統合的かつ緊密なものとする重要性を強く認識する。(4) 欧州理事会は、ECとEPCの関係について一般的な政治的ガイドラインを策定する。(5) 欧州理事会は、対外関係に関してEC 10カ国に共通の立場を表明する。(6) EC委員会は、EPCの活動に対する完全な参加を認められる(the Commission is fully associated with the work of European Political Cooperation)。(7) EC 10カ国は、安全保障の政治的および経済的側面における立場を調整する。(8) EC 10カ国首脳は、ECへの加盟とEPCへの参加が密接に関連していることを強調する。(9) EC 10カ国首脳は、この宣言の採択から5年以内に進捗状況の一般的再検討を行う。(10) 再検討の結果を踏まえて、EPCの成果を欧州連合条約(Treaty on European Union)に組み入れることの是非を決定する。

EPCプロセスの始動からほぼ15年を経過。こうしてECは、外交政策の分野における加盟国間の協力を<事実上の慣行>から、法的根拠規定に裏付けられる<合法的な活動>へと格上げしたのである³⁶⁾。

それではSEAにおいて、EPCはどのように規定されたのであろうか³⁷⁾。そもそもSEAは、「1992年プログラム」、すなわち<1992年末までに、EC加盟国間に残存する非関税障壁を撤廃して、単一欧州市場(SEM, Single European Market)を完成する>ための法的基盤整備(ローマ条約の改訂)を第一義的な目的とするものであった。それは具体的には、(1) ECの機構改革：閣僚理事会における特定多数決制の対象範囲拡大、(2) EC共通政策の拡大：社会政策、研究技術開発政策、環境政策・・・等へのスピルオーバーを主眼とするものであった。とはいえ、それは否応なしにECと域外環境との関係のありかた、ひいてはECの対外的アイデンティティを問うものであった。そもそも「1992年プログラム」自体、第一次石油危機以降ECに蔓延した「欧州動脈硬化症」「ユーロペシズム」からの脱却を目的とするものであり、それは経済統合体/地域統合体としてのECそのものの存在意義を根底から問い直すものであった。その意味では1970年代以降、脈々と流れていたEPCという地下水脈が、1980年代になってSEM構築の動きと連動し、シナジー効果により巨大な奔流へと発展するのはきわめて自然な動きであった。SEAの“Single”すなわち「単一」

という表現は、EC と EPC が「同一の」法的枠組みのもとに統合・包摂されるべきものであるという強烈な政治的メッセージを含むものであった。同様に“Act”（議定書）という控えめな表現が用いられたのは、政治的な配慮に促されるものであった³⁸）。

ともあれ SEA は、前文および全 4 編からなる〈本則〉により構成されており、EPC に関わる規定は、以下の通りである。

まず前文においては、次のように謳われた。 EC 加盟 12 力国は、(1) 加盟国間の全般的な関係（基本的関係そのもの）を欧州連合 (European Union) へと発展させることを決意した。(2) 欧州連合を、第一に、これまで構築されてきた諸共同体 (Communities) を基盤として、第二に、外交政策の分野における加盟国間の欧州協力 (European Cooperation) に基づき構築することを決意した。(3) ヨーロッパの理念は、経済統合および政治協力を達成することにより実現されるものと確信している。(4) 欧州がますますひとつの声で発言し、欧州の共通利益および独立をより効果的に確保すべく、一貫性および連帯 (consistency and solidarity) を基本原理として行動する。(5) 国連憲章に基づき、国際の平和および安全の確保に貢献することが、欧州に課せられた責務であると認識する。

ついで本則第 I 編 共通規定においては、次のように謳われた。 (1) 欧州共同体 (European Communities) および欧州政治協力 (European Political Cooperation) は、ともに連携して、欧州統合 (European unity) の具体的（実質的）な進展に寄与するものとする。(2) 政治協力は、第 III 編において規定される。同規定は、ルクセンブルク報告（1970 年）、コペンハーゲン報告（1973 年）、ロンドン報告（1981 年）、「欧州連合に関する厳粛なる宣言」(Solemn Declaration on European Union, 1983 年)、および加盟国間にこれまで漸進的に積み重ねられてきた諸慣行に基づくものであり、併せてそれを補完するものである。(3) 欧州理事会は、EC 加盟国首脳および EC 委員会委員長から構成され、少なくとも 2 回 / 年開催される。なお欧州理事会は、EC 加盟国外相および EC 委員会委員（1 名）の補佐を受ける。

この第 I 編の規定を受けて、第 30 条が、第 III 編 外交政策の分野における欧州協力に関する規定として、独立して設けられた。それは EPC の骨子を、次のように規定するものであった。 (1) <EC の加盟国> である本議定書締約国は、共同で欧州外交政策を策定し、実施する。(2) 本議定書締約国は、

<すべての> 外交政策事項に関して相互に情報を交換し、協議する。(3) 本議定書締約国は、<政策の調整、基本的立場の一元化、共同行動の実施>を通じて、締約国全体の影響力が一元的・効果的に行使されるよう努める。(4) 締約国間の協議は、個々の締約国が独自に最終的な決定をくだす前に行われる。(5) 締約国は、外交政策における共同行動をより実効的なものへと強化すべく、漸進的に共通の行動準則および目的を策定し、最終的にはそれを確定する。(6) 締約国は、国際関係における、あるいは国際組織における一体的な存在 (cohesive force) としての EC の影響力を損なうような行動は差し控える。(7) 締約国外相および EC 委員会委員 (1 名) は、少なくとも 4 回 / 年、EPC の枠組みに基づき会合する。(8) EC 委員会は、EPC プロセスに全面的に参加する (be fully associated)。(9) 締約国は、共通の立場の速やかな構築に向けて、また共同行動の実施に向けて、合意を形成し、共同行動の実施を妨げるような行動は可能な限り差し控える。(10) 締約国は、欧州議会の EPC プロセスへの緊密な関与を確保する。(11) EC の対外政策と EPC プロセスにおいて合意された政策とは、整合的 (consistent) なものでなければならない。(12) 締約国は、ヨーロッパの安全保障問題に関する緊密な協力は、対外政策におけるヨーロッパのアイデンティティの発展にきわめて大きな貢献をすると認識する。(13) 締約国は、安全保障の<政治的および経済的側面>に関して、より緊密な調整を行う用意がある。(14) 締約国は、安全保障のために必要とされる<技術的および産業的条件>を確保する決意である。(15) 本編の規定は、幾つかの締約国が西欧同盟あるいは大西洋同盟の枠組みにおいて、安全保障の分野で緊密な協力を展開することを妨げるものではない。(16) 国際組織や国際会議において、締約国は本編に規定される事項に関して共通の立場をとるよう努力する。(17) 必ずしもすべての締約国が参加していない国際組織や国際会議においては、参加している締約国は EPC プロセスを通じて合意された立場に最大限の配慮を行う。(18) EPC 議長国は、EC 閣僚理事会議長国が務める。(19) ブリュッセルに設置される事務局は、EPC に関わる諸活動および行政管理活動に関して、議長国を支援する。(20) 本議定書の発効から 5 年を経過した後、締約国は第 III 編改訂の是非について検討する。

なお SEA の調印にあわせて 1986 年 2 月 28 日、EC 加盟 12 カ国外相は EPC の枠組みに基づく会合を開催し、SEA 第 III 編 (第 30 条) の規定 (ガイドライン) の具体的な適用に関する実施細則を決定した³⁹⁾。

このように、SEA により EPC は法的根拠を付与された。ただしそれは EC 枠外の活動として位置づけられ、あくまでも「1992 年プログラム」を実現するための EC 条約の改訂という限定的な目的のために合意された議定書に〈付随して〉設けられた規定を法的根拠とするものであった。EC 加盟 12 カ国が、このような変則状態にみずから終止符を打ち、EPC を 1950 年 5 月 9 日のシューマン宣言を契機として連綿と積み重ねられてきた統合過程における重要な活動領域として正式に認知したのは 1992 年 2 月、マーストリヒト（オランダ）において調印された欧州連合条約（Treaty on European Union）においてであった。EC 加盟国は、CFSP（Common Foreign and Security Policy、共通外交安全保障政策）という新たな枠組みのもとに EPC の抜本的な再編成／再活性化を図ったのである。それは EC をより包括的な EU（欧州連合）へと発展させ、CFSP という新たな「柱」（新機軸）のもとに EPC の飛躍／質的大転換を図るものであった。それは、次のような域内／域外要因に促されるものであった。

まず域内要因としては、「1992 年プログラム」の予想外にスムーズな進展が指摘される。その結果 EC は、逆説的ながら、市場統合の最終段階、すなわち単一欧州市場（SEM）の完成とほぼ並行して新たな課題を「発見」し、そのよりいっそうの「内実化」を図る（re-launch）ことを迫られた。すなわち、経済通貨同盟の構築に加えて、市場統合の社会的次元に対する配慮、域内統一市場レベルにおける効果的な「国境管理」システムの構築、民主的運営の強化（Democratic Deficit の解消）・・・等、EC は新たなアイデンティティの構築を強く求められていった。それは SEA を単なる〈通過点〉として位置づけるものとなり、その結果、SEA の存在意義は急速に希薄化されていった。

次に域外要因としては、とりわけ〈EPC から CFSP への発展〉を促した直接的要因として、以下の諸点が指摘される⁴⁰⁾。（1）〈ベルリンの壁〉の崩壊（1989 年 11 月）に象徴される東欧諸国の体制転換（経済的移行）は、EC に新たな対中・東欧諸国政策の策定を不可欠とした。（2）西による東の吸収合併という東西両ドイツの統一（1990 年 10 月）は、EC 加盟国間に〈ドイツの超・大国化〉に対する強い懸念を抱かせ、〈統合の加速化を通じたドイツの囲い込み〉という新たな統合戦略の必要性を痛感させた。（3）ソ連の崩壊（1991 年 12 月）は、ヨーロッパの将来展望を不透明なものとし、〈EC の強化を梃としてヨーロッパの安定確保を図る〉というシナリオ（グランド・ストラテジー）が急浮上した。（4）東西冷戦構造の崩壊は、西ヨーロッパ諸国が大前提と

してきた伝統的な〈外交安全保障戦略〉（パラダイム）の有効性・妥当性に対する根本的な疑念を肥大化させた。

こうして 1992 年 2 月、EC 加盟 12 カ国の外相 / 財務相によりマーストリヒト条約（欧州連合条約）が調印された。それは、当初の予定より遅れること 10 カ月 1993 年 11 月に発効し、欧州連合 (European Union) という新たな共同体が誕生した。EC 加盟 12 カ国は、SEA をステップとして、ローマ条約の締結（1957 年 3 月）以来、はじめて本格的な条約改訂を実現したのである。

周知のように欧州連合条約、通称マーストリヒト条約は、EU（欧州連合）に〈関する〉(on) 条約であり、その基本的な枠組みは「列柱構造」として特徴づけられる。すなわち、「EU とは、一方で EC を存続させつつ、他方で EC では扱わない『共通外交安全保障政策』分野の政府間協力と、『警察刑事司法』分野の政府間協力とを並存させ、この 3 領域に共通の機関として欧州〔首脳〕理事会 (European Council) と閣僚理事会 (Council) を位置づけた統治体制である。・・・EC を第 1 の柱、外交安保を第 2 の柱、警察・刑事司法を第 3 の柱というのである⁴¹⁾」。その理由は、「EC 諸国は 1990 年初頭の段階では、経済事項を EC で、政治外交事項を EC とは別の枠組みで扱い、両者を共通機関で連結するという既存の列柱方式の萌芽形態を本格化させるのが最も穏当であり、民主的にも受容可能な唯一の選択肢であると判断した⁴²⁾」からである。

それでは、このマーストリヒト条約、すなわち前文と全 VII 編から構成される〈本則〉、および付属議定書において、EPC / CFSP はどのように規定されたのであろうか。それは基本的には EPC の路線を踏襲し、その延長線上に位置づけられるものであった。ただし、(1) EPC に代えて CFSP という新たな概念が用いられた。(2) これまで国家主権の聖域とされてきた〈防衛分野〉へのスピルオーバー（拡大）が明示的に謳われた。(3) 事務局の活動を支える財源が EC 予算に計上された という点において、独自の発展を具現するものであった。その骨子は、以下の通りである。

まず前文においては、欧州連合の目的として、経済通貨同盟 (Economic and Monetary Union) の構築に加えて、〈最終的には、共通防衛政策の策定を含むものとなり、ひいては共同防衛へと発展することが想定される、共通外交安全保障政策の実施を通じて、ヨーロッパおよび世界における平和、安全、および進歩の促進を図るべく、ヨーロッパのアイデンティティおよび独立を強化する〉ことが謳われた。

ついで第 I 編 共通規定では、(1) 第 B 条で、前文の文言を再確認するかたちで、連合の目的として「最終的には、共通防衛政策の策定を含むものとなり、ひいては共同防衛へと発展することが想定される、共通外交安全保障政策の実施を通じて、国際場裏における連合のアイデンティティを確保する」旨が謳われた。(2) 第 C 条で、「連合は、対外関係、安全保障、経済および開発政策の文脈において、とりわけ連合全体としての対外活動の一貫性確保を図る。閣僚理事会および委員会は、そのような一貫性を確保する責任を負う。閣僚理事会および委員会は、それぞれの権限にしたがい、責任をもって政策を実施する」旨が謳われた。

第 V 編 共通外交安全保障政策に関する規定 (Provisions on a Common Foreign and Security Policy) においては、以下のように謳われた。(1) 第 J.1 条： 連合および加盟国は、外交および安全保障に関わるすべての領域を包摂する共通外交安全保障政策を策定し、実施する。加盟国は、相互信頼および相互連帯の精神にもとづき、積極的かつ全面的に、連合の対外政策および安全保障政策を支持する。加盟国は、連合の利益に反する行為、あるいは国際関係における一体的な行動主体としての連合の力を損なう恐れのある行動を差し控える。(2) 第 J.2 条： 閣僚理事会は、必要に応じて、共通の立場 (common position) を策定する。加盟国は、自国の政策が、共通の立場と一致するよう努める。加盟国は、国際組織および国際会議において、行動を調整して共通の立場を確保する。すべての加盟国が参加しているわけではない国際組織および国際会議においては、参加している加盟国は、共通の立場を支持する。(3) 第 J.3 条： 閣僚理事会は、欧州理事会の一般的指針 (general guidelines) に基づき、共同行動 (joint action) の対象となるべき事項を決定する。(4) 第 J.4 条： 共通外交安全保障政策は、連合の安全保障に関わるすべての問題を対象とする。それは最終的には、共同防衛へと発展することが想定される共通防衛政策の策定をも含む。共通外交安全保障政策に関わる本条の規定は、幾つかの加盟国が、二国間レベルにおいて、西欧同盟および大西洋同盟の枠組みに基づき推進する緊密な協力を妨げるものではない。(5) 第 J.5 条： 閣僚理事会議長国は、共通外交安全保障政策に関わる事項に関して、連合を代表する。閣僚理事会議長国は、共通の措置の実施に責任を負う。閣僚理事会議長国は、議長国としての権限に基づき、原則として、国際組織および国際機関において連合の立場を表明する。閣僚理事会議長国は、必要に

じて、先任および後任の議長国の補佐を受ける。欧州委員会は、共通外交安全保障政策に全面的に参加する。国連安全保障理事会の理事国を兼ねる加盟国は、協調して、他の加盟国に十分な情報を提供する。国連安全保障理事会の常任理事国である加盟国は、任務の遂行に際しては、国連憲章に定められた自国の責務を損なわないかぎりにおいて、連合の立場と利益を擁護する。(6) 第 J.6 条：第三国および国際会議に派遣される加盟国の外交使節・領事および欧州委員会の代表、ならびに国際組織における加盟国および欧州委員会の代表は、閣僚理事会により採択された共通の立場および共通の手段が確保され、実施されるよう協力する。(7) 第 J.7 条：閣僚理事会議長国は、共通外交安全保障政策の重要な側面および基本的な政策の選択に関して、欧州議会に諮問する。閣僚理事会議長国は、欧州議会の見解が正当に考慮されるよう努める。(8) 第 J.8 条：欧州理事会は、共通外交安全保障政策の原則および一般的指針を策定する。閣僚理事会は、連合の行動の一体性、一貫性、有効性の確保を図る。閣僚理事会は、手続き問題等を除き、基本的に全会一致で決定を行う。(9) 第 J.9 条：欧州委員会は、共通外交安全保障の分野における活動に全面的に参加する。(10) 第 J.11 条：共通外交安全保障政策に関わる行政的支出は、EC 予算により充当される。

マーストリヒト条約最終議定書第 N 条は、1996 年に条約の改訂に向けた政府間会議を開催することを規定していた。こうしていれば既定路線として、1994 年には Reflection Group が設置され、政府間会議の開催に向けた準備作業が行われた（なお 1995 年 1 月、オーストリア、フィンランド、スウェーデンの 3 カ国が EU に加盟し、EU 15 カ国体制が発足した）。ついで 1996 年には、条約改訂のための政府間会議が開催され、その合意文書として 1997 年 10 月、アムステルダム条約 (Treaty of Amsterdam amending the Treaty on European Union, the Treaties establishing the European Communities and Certain Related Acts) が調印された（発効は、1999 年 5 月）。同条約は、基本的にはマーストリヒト条約の改訂条約であり、Reflection Group の提言、ひいては「1996 年政府間会議」の政治的意思を受けて、共通外交安全保障政策に関しては、次のような変更が加えられた。すなわち、アムステルダム条約第 V 編 共通外交安全保障政策に関する規定において、(1) 共通外交安全保障上級代表 (CFSP High Representative) のポ

ストを新設して「EU 外交の顔」とする。(2) CFSP 上級代表は、閣僚理事会事務局長として、閣僚理事会議長国を補佐する。(3) 共通外交安全保障政策には、西欧同盟の任務とされていた<人道的・救難的任務、平和維持の任務、危機管理における戦闘部隊の任務(平和創出を含む)>(Petersberg Tasks)⁴³⁾が含まれる旨が謳われた。

2001年2月、EU加盟15カ国はニース条約(Treaty of Nice amending the Treaty on European Union, the Treaties establishing the European Communities and Certain Related Acts)に調印した(発効は、2003年2月)。それはアムステルダム条約と同じく、既存のEU諸条約の改訂を目的とするものであり、より具体的にはEUの東方拡大(交渉)に向けた機構改革(法的基盤整備)を直接的な課題とするものであった。とはいえニース条約においては、アムステルダム条約において新たに導入された「より緊密な協力」(Closer Cooperation)の対象を、共通外交安全保障政策の分野へと拡大し、<国際社会における結束した力としての連合の一体性を主張することにより、全体としての連合の価値を保護し、かつその利益に奉仕する>旨が謳われた(第27a条)。ただしそれは、軍事もしくは防衛に関わる事項は除外するとの留保条件付きであった(第27b条)。

ところでニース条約は、EUの第5次拡大(いわゆる東方拡大)に向けた法的基盤整備を目的とするものであり、<ポスト15カ国体制>の構築に向けたEUの全体像および基本的方向性に関しては、2004年に開催予定の政府間会議に委ねられるものとされた。その準備作業の一環として2001年12月、ブリュッセルで開催された欧州理事会は、「EUの将来に関するラークン宣言」(*Laeken Declaration on the Future of the European Union*)を採択し、ヨーロッパの将来を検討する欧州諮問会議(Convention)の設置を決定した。それは事実上、欧州憲法条約(Constitutional Treaty of Europe)の草案作りを中心的な任務とするものであった。

2003年7月、欧州諮問会議は政府間会議に対して、欧州憲法条約草案(Draft Treaty Establishing a Constitution for Europe)を提出した。こうして2003年10月から継続的に政府間会議が開催され、2004年6月、ブリュッセルで開催された欧州理事会において最終的な合意が成立した。残された課題は、法的・技

術的な精査作業のみであり、2004年10月、EU 25カ国首脳（2004年5月1日、新たにキプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロヴァキア、スロヴェニアの10カ国が加盟してEU 25カ国体制が発足した）は、EU発祥の地であるローマにおいて欧州憲法条約（Treaty Establishing a Constitution for Europe）に調印した。

とはいえ欧州憲法条約の前途は多難であった。2005年5月29日、フランスは国民投票で欧州憲法条約の批准を拒否した。それから3日後の6月1日、フランスと同様にEU原加盟国であるオランダも国民投票で欧州憲法条約の批准を拒否した。その結果、欧州憲法条約の発効は絶望的となった。こうして2005年6月、欧州理事会は、欧州憲法条約の取り扱いについては2年間の「熟慮期間」(Period of Reflection) を設けることを決定した。

やがて2007年6月。水面下での調整作業を踏まえて、欧州理事会は、欧州憲法条約に代わるべき新条約の締結に合意した。こうして2007年12月、EU27カ国（2007年1月、ブルガリアとルーマニアが新たにEUに加盟した）はリスボン条約に調印した（発効は、2009年12月）。正式名称を「欧州連合条約および欧州共同体設立条約を改訂するリスボン条約」(Treaty of Lisbon amending the Treaty on European Union and the Treaty establishing the European Community) という「リスボン条約」は、改訂条約(Reform Treaty) という一般的に流通（定着）している呼称に象徴されるように、公式には既存のEU条約およびEC条約を改訂／再構成するものであり、それらにとってかわるものではなかった。とはいえそこには、欧州憲法条約に盛り込まれたきわめて野心的かつ革新的な側面もくさりげなく継承された。欧州憲法条約の挫折を反面教師としてEUは、意識的にその「脱政治化」(de-politicization) を推し進めたのである。すなわち、超国家性を想起させる連邦的要素や憲法的名称をトーンダウンあるいは変更・削除し、既存の条約体系の改訂という側面を前面に押し出すことにより、法的連続性を強調した。ただしそれはあくまでも形式的なものにとどまり、実質的には欧州憲法条約の基本路線を踏襲・復活させるものであった。

それでは、EPC/CFSPの推進という観点からみた場合、リスボン条約にはどのような特徴が存在するのであろうか。この疑問に対する鍵となるのが、欧州憲法条約、ひいてはリスボン条約の基本的方向性（主導原理）を明らかにしたラーケン欧州理事会（既述）である。

「9月11日」(米国同時多発テロ)をきっかけとする反テロリズム・キャンペーン(アメリカによるアフガニスタン攻撃)が繰り広げられる2001年12月14日-15日、ブリュッセルのラーケン王宮で開催された欧州理事会は、議長総括の冒頭で、<EUが基本的価値の実現に向けて、より強固な存在になろうとする、そしてまた世界において、いままで以上に大きな存在感を確保しようとする画期的な挑戦である>とラーケン宣言の歴史的意義を強調し、そのうえで議長総括・付属ラーケン宣言において、次のような基本認識を披瀝した。

(1)6カ国で発足した欧州統合は、輝かしい成果を実現した。しかしこんにちヨーロッパは、重大な岐路に直面している。それを克服するためには50年前とは異なるアプローチが必要である。(2)EUは、域内および域外において、きわめて深刻な問題(挑戦)に直面している。前者は、EUをいかにして「EU市民」にとって、より身近な存在へと発展させるかという課題である(EUのさらなる民主化)。後者は、急速にグローバル化が進む国際社会に対して、EUはどのように対処すべきかという課題である(EUのグローバル・コミットメント)。(3)ベルリンの壁の崩壊以来、人権の擁護を基本原理とする、安定した/紛争のない世界秩序の出現が期待された。しかしそのような期待は、幻想でしかなかった。「9月11日」は、そのような幻想を打ち砕くものであった。(4)宗教的狂信主義、エスニック・ナショナリズム、人種差別主義、テロリズムは、以前にもまして顕在化している。また、宗教的対立/貧困/低開発が、そうした動きを助長している。(5)激しく変動するこんにちの世界において、ヨーロッパがはたすべき役割は明白である。ヨーロッパは、責任を持ってグローバル・ガバナンス確保の任にあたるべきである。ヨーロッパは、その持てる力を発揮して、連帯と持続可能な発展に基礎づけられるグローバル・ガバナンスの構築を図るべきである。(6)「EU市民」がヨーロッパに期待していることは、EUが一丸となって外交問題、安全保障問題、防衛問題に取り組むことである。それは、ヨーロッパおよびヨーロッパ近隣諸国に限定されず、世界全体を視野に入れるものでなければならない。それはEUの超大国(super-state)化や、EUが覇権大国化して世界の隅々にまでヨーロッパ的行動様式や価値観を押し付けることではない。

このラーケン宣言の基本理念を法的文書として成文化/再編成したのがリスボン条約である。それは、同等の法的価値を有する二つの条約、すなわち、「(改訂)EU条約」、および「EU運営条約」(Treaty on the Functioning of the

European Union) へと名称を変更した<(改訂)欧州共同体設立条約>とから構成されるものであり、そこでは、EU 共通外交安全保障政策の推進が、以下のように謳われた⁴⁴⁾。

まず EU 条約においては、第 I 編 共通規定において、CFSP の基本的目的が、次のように謳われた。 第 3 条第 5 項：世界全体との関係において、連合は、その価値と利益を主張および促進し、かつ連合市民の保護に寄与する。連合は、平和、安全、地球の持続可能な発展、人々の連帯と相互の尊重、自由で公正な交易、貧困の撲滅および人権の保護、とりわけ児童の権利の保護に寄与し、国連憲章の諸原則の尊重を含む、国際法の厳格な遵守と発展にも寄与する。第 4 条第 2 項：連合は、加盟国の本質的な国家機能を尊重する。とりわけ、国家の安全保障に関しては、各々の加盟国がこれまで通り、第一義的な責任を保持する。同条第 3 項：誠実な協力の原則に従い、連合と加盟国は、条約より生ずる任務の遂行を相互に尊重しかつ支援する。

そのうえで第 III 編 機関に関する規定において、EU 諸機関が CFSP においてはたず役割が、次のように定められた。 第 15 条第 1 項：欧州理事会は、連合の発展に必要な刺激を与え、連合の一般的な政治的指針および優先順位を定める。欧州理事会は、立法機能を行使しない。同条第 2 項：欧州理事会は、加盟国の国家または政府首脳に加えて、欧州理事会議長および委員会委員長で構成される。外務・安全保障政策上級代表 (High Representative of the Union for Foreign Affairs and Security Policy) は、その活動に参加する。同条第 5 項：欧州理事会は、特定多数決により、二年半の任期で、一回のみ再選可能な議長 (President) を選出する。同条第 6 項：欧州理事会議長は、EU 外務・安全保障政策上級代表の権限を侵害しない限りにおいて、共通外交安全保障政策に関する問題について、その地位と権限に即して、連合の対外的代表を務める。

第 17 条第 1 項：委員会は、連合の一般的利益を促進し、その目的のために適切な発議を行う。委員会は、条約に規定された内容に従って、調整、執行および運営の諸機能を行使する。共通外交安全保障政策を除いて、また条約の中に別途規定された場合を除いて、委員会は連合の対外的な代表を務める。第 18 条第 1 項：欧州理事会は、特定多数決で、委員会委員長の合意を得て、外務・安全保障政策上級代表を任命する。同条第 2 項：上級代表は、連合の共通外交安全保障政策を遂行する。同条第 3 項：上級代表は、外相理事会の議長を務める。同条第 4 項：上級代表は、委員会の副委員長の 1 名となる。上級代表

は、連合の対外行動の一貫性を確保する。上級代表は、委員会内部において、対外関係について委員会に課せられている責務および連合の対外行動のその他の側面の調整に関して責任を有する。

以上の諸規定を踏まえて、第 V 編 連合の対外行動に関する一般規定および共通外交安全保障政策に関する特別規定が設けられた。それは、次のように謳うものであった。 第 21 条第 1 項：国際場裏における連合の行動は、民主主義、法の支配、人権および基本的自由の普遍性と不可分性、人間の尊厳の尊重、平等と連帯の原則、国連憲章および国際法の諸原則の尊重という、連合みずからの創設、発展および拡大を推し進め、世界全体における前進を模索する原則により導かれる。連合は、このような一般原則を共有する第三国、国際的、地域的あるいは世界的な組織との関係を発展させ、かつ連携の構築を追求する。連合は、とりわけ国際連合の枠組みの中で、共通の問題への多国間的な解決を促進する。同条第 2 項：連合は、国際関係のすべての領域における高次の協力に向けて活動する。同条第 3 項：連合は、対外行動における諸領域間の一貫性、および対外行動と他の政策との間の一貫性を確保する。理事会と委員会は、外務・安全保障政策上級代表の補佐を受けて、一貫性の確保、および実効性の確保に向けて協力する。第 22 条第 1 項：欧州理事会は、連合が展開する対外行動の戦略的利益と目標を確定する。同条第 2 項：外務・安全保障政策上級代表は、共通外交安全保障政策の領域について、また委員会は、対外行動の他の領域について、共同の提案を理事会に提出することができる。第 24 条第 1 項：共通外交安全保障政策事項における連合の権限は、共同防衛にいたる可能性のある共通防衛政策の漸進的な策定を含む、外交政策におけるすべての領域および連合の安全保障に関係するすべての問題を包含する。同条第 2 項：共通外交安全保障政策は、条約が別に定める場合を除き、欧州理事会および理事会により全会一致で決定され、実施される。共通外交安全保障政策は、条約に従い、外務・安全保障政策上級代表と加盟国により実施される。第 27 条第 1 項：外務・安全保障政策上級代表は、外相理事会の議長を務める。同条第 2 項：上級代表は、共通外交安全保障政策に関係する問題について連合を代表する。上級代表は、連合を代表して第三国との政治対話を行い、国際組織および国際会議において連合の立場を表明する。同条第 3 項：上級代表は、欧州対外活動庁 (EEAS, European External Action Service) の補佐を受ける。欧州対外活動庁は、加盟国の外務担当部局と協働し、かつ理事会および委員会の事務局の

関係部局からの職員ならびに加盟国の外務担当部局から派遣される職員により構成される。第 32 条：第三国および国際組織において、加盟国の外交団および連合代表部は、協力して、共通のアプローチを策定し、実施する。第 34 条第 1 項：加盟国は、国際組織および国際会議において、その行動を調整する。外務・安全保障政策上級代表は、調整作業に携わる。同条第 2 項：すべての加盟国が参加しているわけではない国際組織および国際会議においては、参加している加盟国は、共通の利益をもつ事項に関するあらゆる情報を、参加していない加盟国および上級代表に提供する。国連安全保障理事会の理事国を兼ねる加盟国は、協調し、かつ他の加盟国および上級代表に完全な情報を提供する。連合が、国連安全保障理事会の議題に関する問題について、連合としての立場を策定した場合、安全保障理事会に議席をもつ加盟国は、上級代表が連合の立場を表明するために安全保障理事会に招聘されるよう要請する。第 42 条第 1 項：共通安全保障・防衛政策は、共通外交安全保障政策の不可分の一部である。同条第 2 項：共通安全保障・防衛政策は、連合の共通防衛政策の漸進的な策定を包含する。これは、欧州理事会が全会一致により決定する場合には、共同防衛へと至るものである。

最後に第 VI 編 最終規定 / 第 47 条において、連合は、法人格を有する (The Union shall have legal personality) と規定された。

それでは、EU 条約と同等の法的価値を有し、連合の運営、権限行使を体系的に定めた EU 運営条約においては、CFSP はどのように規定されたのだろうか。

まず第 2 条第 4 項において、連合は、EU 条約の規定に従い、共通防衛政策の漸進的な策定を含む、共通外交安全保障政策を決定し、実施する権能を有すると謳われた。

ついで、連合の対外行動と題する第 5 部 (第 205 条 - 第 222 条) が新設された。それは、共通通商政策、開発協力政策、人道支援政策・・・等に関してこれまで EU が積み重ねてきたアキ・コミュノテール (Acquis communautaire) を体系的に再編成するものであり、CFSP に直接関係する規定としては、以下が列挙された。第 216 条第 2 項：連合により締結された協定は、連合の諸機関および加盟国を拘束する。第 220 条第 1 項：連合は、国際連合およびその専門機関の諸組織、ならびに欧州審議会、欧州安全保障協力機構および経済協力開発機構と、適切なあらゆる協力関係体制を確立する。同条第 2 項：外務・安

全保障政策上級代表および委員会は、本条の実施を求められる。第 221 条第 1 項：第三国および国際組織における連合代表部は、連合を代表する。同条第 2 項：連合代表部は、外務・安全保障政策上級代表の権限のもとにおかれる。連合代表部は、加盟国の大使館および領事館と緊密な協力を行う。第 222 条第 1 項：連合および加盟国は、いずれかの加盟国がテロ攻撃の対象となった場合、もしくは天災または人災の犠牲となった場合は、連帯の精神に基づき共同で行動する。その際、連合は、利用可能な軍事的資源を含む、使用可能なすべての手段を動員する。

このようにリスボン条約、より直接的には EU 条約は、SEA およびマーストリヒト条約を通じて EU が段階的に積み重ねてきた EPC の法的基盤整備作業を集大成するものとなった。それは EU の対外関係、とりわけ EU 共通外交安全保障政策を明示的なかたちで規範化するものであり、かつ加盟国が国家主権の最後の砦として死守してきた防衛政策へのスピルオーバーをも既成事実化するものであった。さらにそれは、EU に法人格を付与することにより Emerging Global Actor としての EU の国際的交渉能力の強化を図るものであった。しかもそれは、単なるお題目にとどまらず、制度的な裏付けにより支えられるものであった。すなわち、欧州理事会常任議長職（任期は最長 5 年）、外務・安全保障政策上級代表職（欧州委員会副委員長および外相理事会議長を兼務する）、欧州対外活動庁 (EEAS) の新設は、EU 共通外交安全保障政策の能動的 / 機動的な展開を担保するものであった。EU は、対外関係について、いままで以上に明確な声で発言することが可能となった。こうして EU は、外交政策に関する加盟国の特別な利害を尊重しながらも、ヨーロッパの利害および世界の普遍的な価値の促進に向けて、経済的、人道的、政治的、外交的な影響力を行使することができるようになったのである。

V ミレニアム・チャレンジ 実効的多国間主義の模索と 2011 年 5 月・国連総会決議

20 世紀最後の 10 年間、すなわち 1990 年代は、国際社会全体はいうにおよばず、EU にとっても海図なき航海を余儀なくされた不透明かつ流動的な時代であった。

東西冷戦構造の崩壊は、当初の期待とは裏腹に、国際社会に平和の配当を無条件で保証するものではなかった。それは、地域紛争やエスニック紛争の頻発に象徴されるように、新たな国際的無秩序状態を常態化させかねないものであった。ブトロス＝ガリー国連事務総長が、『平和への課題』および『開発への課題』と題する二つの報告書において、国連を中心とする、新たな国際的アーキテクチャーの構築を強く訴えたのは、このような期待と現実とのギャップに対する強い危機意識に促されるものであった。すなわち、ブトロス＝ガリー国連事務総長が『平和への課題』（1992年）において、（1）地域的取極および組織は、予防外交、平和維持、平和創造、紛争後の平和構築等に貢献することができる。（2）地域的な活動は、安全保障理事会の負担軽減に加えて、国際問題への参加、コンセンサスの形成、国際組織の民主的運営等に対する加盟国の認識を変化させることができる。（3）地域的取極および組織に対する国連の評価は、否定的なものから肯定的なものへと変化しつつあるとの基本認識のもとに、国連と地域的取極および組織との協力推進を強く主張したのは、いわゆるグローバリゼーションの拡大・深化に加えて、平和と開発というグローバル・アジェンダの表裏一体化という、＜二重のグローバリゼーション＞が進行するポスト冷戦時代においては、グローバル・ガバナンスを実現するためには、あらゆるステークホルダーを動員したグローバル・パートナーシップの構築が不可欠であるとの現実的な計算に基づくものであった⁴⁵⁾。

事情は、EUにとっても同様であった。Economic Giant / Political Dwarf という、ある意味では不自然（いびつ）な Civilian Power から、Normal Power さらには Normative Power / Ethical Power への移行を模索し、その一環として共通外交・安全保障政策分野へのスピルオーバー、平和・安定・繁栄の領域への外延的拡大、ひいては Global Actor への飛躍を志向する EU にとって、旧ユーゴスラヴィア（バルカン半島）やブラック・アフリカを舞台とする内戦・混沌状態は、EUの国際的アイデンティティそのものを鋭く問うものであった。そもそもフランス主導のもとに設立された EU にとって、アングロサクソン主導のもとに構築された国連は、必ずしも無条件での信頼に足るパートナーではなかった。それはブレトン・ウッズ機構（IMF / 世界銀行）に対する EU の反発、より直接的には地域連合政策を軸とする EU 独自の開発協力政策の展開に示される通りである。とはいえ、東西両ドイツの統一（1990年）、SEM（単一欧州市場）の完成（1992年）、15カ国体制への移行（1995年）とダイナミックな

発展を遂げていった EU にとって、国際社会における中核的存在としてグローバル・ガバナンスを主導する国連とのパートナーシップの強化を通じて、グローバル・ガバナンスの構築に積極的に貢献するというシナリオは、避けて通ることのできない選択肢であった。

こうして 1990 年代 。国連と EU は、負の相互イメージを乗り越えて Global Partnership / Global Alliance という共通の大義のもとに協働関係の強化に向けて徐々に歩み始めた。ただしそれは一気呵成に実現したわけではなかった。EU-UN パートナーシップが具体的に開花したのは、21 世紀への移行前夜であった。EU と国連は、EU 主導のもとに実効的多国間主義 (Effective Multilateralism) の推進を旗印として、ミレニアム・チャレンジの名のもとにパートナーシップの強化を模索していったのである。その軌跡は、以下の通りである⁴⁶⁾。

そもそも国連ファミリーという表現に象徴されるように、国連とはさまざまな機関・基金・プログラム等の総称である。そして国連ファミリーを構成するこれらさまざまな「組織」は、程度の差こそあれ自律的な行動主体として、それぞれ独自のルールや手続きに基づいて活動している。したがって EU と国連との関係は、決して一様ではなく、むしろ多様性を大きな特徴としている。すなわち、EU が国連を構成するどの行動主体をカウンターパートとするかにより、両者間の関係の具体的な形態は微妙に異なっている。さらにそもそも、EU が国連との間に関係を構築するに際して、その法的根拠となる EU 対外権限（加盟国との間に配分される権限）は、活動領域によって排他的権限、共有権限等に区分されており、それに対応して国連との関係のありかたも規定されている⁴⁷⁾。このような事情から EU と国連との関係は、二重の意味で錯綜しており必ずしも明確ではない。とはいえ、EU の国連に対するコミットメントの態様は、概ね以下のように分類される⁴⁸⁾。

まず国連憲章第 7 条に規定される、国連の主要機関との関係については、次の通りである。 (1) 総会：すべての国連加盟国から構成され、1 国 1 票原則のもとに、国連憲章の範囲内のすべての問題もしくは事項を討議する国連総会において、EU はオブザーバーの資格を付与されている（既述）。同様に EU は、総会によって設立されるプログラムや基金においてもオブザーバーの資格を認められている。(2) 安全保障理事会：国際の

平和および安全の維持に主要な責任を負う安全保障理事会に対して、EU は公式には直接的な関係を構築するまでには至っていない。(3) 経済社会理事会：総会の権限のもとで、経済的、社会的、文化的、教育的および保健的国際事項に関する研究・勧告等を行う経済社会理事会において EU は、オブザーバーの資格を認められている。同様に EU は、経済社会理事会において設置される委員会や地域経済委員会においてもオブザーバーの資格を付与されている。なお経済社会理事会と連携する専門機関において EU は、オブザーバーの資格を認められている。また FAO (国連食糧農業機関) においては、1991 年に EU は地域経済統合体 (Regional Economic Integration Organisation) / 地域統合体 (Regional Integration Organisation) として Full Member の資格を付与された。さらに消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の保護を目的として、1963 年に FAO と WHO により共同で設置されたコーデックス委員会 (Codex Alimentarius) においても EU は、2003 年に Full Member の資格を認められた。ちなみに、GATT / WTO においても EU は、共通通商政策を推進する独自の関税地域として Full Member としての地位を獲得している。(4) 国連会議：国連が主催する国際会議に EU はオブザーバーとして、場合によっては Full Participant としてコミットしている。たとえば、国連環境開発会議 (1992 年)、世界人口開発会議 (1994 年)、世界社会開発サミット (1995 年)、第 3 回国連最貧開発途上国会議 (2001 年)、国連開発金融会議 (2002 年)、持続可能な開発に関する世界首脳会議 (2002 年) 等に、EU は Full Participant としてコミットしている。(5) 国連協定：EU は、気候変動枠組協定等、50 以上の国連協定に Full Member としてコミットしている。

2000 年 12 月、EU 閣僚理事会は、2001 年 5 月 14 日 - 20 日、ブリュッセルの欧州議会で開催される第 3 回国連最貧開発途上国会議の準備が着々と進められていることを確認し、閣僚理事会としても会議の成功に向けて遺漏なきよう準備万端を期すべく、その重要性をあらためて強調した⁴⁹⁾。

2001 年 4 月、欧州委員会は、第 3 回国連最貧開発途上国会議に関するコミュニケーションを发出し、(1) 2001 年 5 月、EU の主催によりブリュッセルにおいて、最貧開発途上国問題をテーマとする第 3 回国連会議を開催する。(2) 同会議の開催は、国際社会に対して、国連が最貧開発途上国 最も脆弱な開

発途上国 と認定する 48 力国が直面している諸問題を討議するための機会を提供するものである。(3) EU にとって同会議を主催することは、貧困の撲滅に対する EU の強いコミットメントを国際社会にアピールし、最貧開発途上国に固有の問題を解決するための絶好の機会をもたらすものである 旨を確認した。

2001 年 5 月、欧州委員会は *Building an effective partnership with the United Nations in the fields of Development and Humanitarian Affairs* と題するコミュニケーションを発出した。それは、開発協力と人道援助の分野に限定しながらも、EU と国連（ただし IMF、世界銀行、WTO は含まれない）との協力関係の強化を謳った初めての政策文書であり、実効的な EU-UN パートナーシップの構築に向けて、以下の諸点が強調された。(1) EU と国連の関係は、実質的に EU 対外関係の全領域、国連憲章がカバーするすべての領域を網羅するまでに至っている。(2) 国連との協力関係の改善は、EU（加盟国および欧州委員会）にとって最優先の課題であり、欧州委員会は国連との関係をさらに強化し、両者間の協力関係の効率性と整合性を改善することが急務の課題であると確信する。(3) 欧州委員会は、EU の開発協力政策および人道援助政策をより強化・向上させるためには、国連という全体的な枠組みにおいて EU がはたすべき役割を明確にし、多国間システムに対する EU の貢献を促進することが必要であると確信する。(4) 国連諸機関における EU の地位は全般的に弱体（オブザーバー資格のみ）であり（Full Member となっている FAO、“Privileged Observer” の地位を付与されている WFP は例外的存在）、EU が政策形成レベルにおいて直接行使しうる影響力は限られている。(5) EU は、国連諸機関の通常予算に対する拠出を行っていない。その結果、政策の基本的／全体的な方向性に対する EU の影響力はきわめて限定されている。(6) EU にとって公式な立場でのハンディキャップを非公式な協議等を通じて補うことも可能であるが、それは本当の意味での参加に代替するものではない。

2001 年 5 月、ブリュッセルで第 3 回国連最貧開発途上国会議 (Third United Nations Conference on the Least Developed Countries) が開催された。それは EU が主催する初めての国連会議であり、開会式典では EU 側からスウェーデン首相 (EU 閣僚理事会議長国)、欧州議会議長、欧州委員会委員長、ベルギー首相、フランス大統領（第 2 回国連最貧開発途上国会議主催国）が式辞を述べた。

2001 年 6 月、イエテボリ（スウェーデン）で開催された欧州理事会は、議

長声明において国連との協力関係の強化を次のように総括した。(1) 欧州理事会により、EU と国連との政治対話および協力関係の強化が図られている。(2) 開発協力、人道問題、移民政策、難民支援のみならず、紛争予防や危機管理の分野においても、EU と国連との間の実効的パートナーシップの構築は着実に進展している。(3) EU と国連とのパートナーシップの強化は、西バルカン、中東およびアフリカを最優先地域とするものである。

2002年3月、モンテレー（メキシコ）で国連主催による国際開発金融会議 (International Conference on Financing for Development) が開催された。会議には、EU も Full Participant として参加し、プロディ欧州委員会委員長は、同会議に対する EU のコミットメントを次のように強調した⁵⁰⁾。(1) モンテレー会議は、それ自体で独立したものではなく、2001年に開始された WTO ドーハ・ラウンドの延長線上に位置づけられ、2002年8月に予定されている持続可能な開発に関するヨハネスブルグ・サミットへと続くものである。(2) こんにち、われわれが直面している課題は、いかにして可能な限り多くの人々にグローバル化の恩恵を享受させるかということであり、モンテレー会議は世界全体による責任の共有という新たな時代の幕開けとなるものでなければならぬ。このような観点から EU は、責任をもってグローバル・ガバナンスの改善に努力する決意である。(3) EU がモンテレーに参集したのは、世界に平和のメッセージ (Message of Peace) および連帯のメッセージ (Message of Solidarity) を伝えるためである。(4) 「米国同時多発テロ」(2001年9月11日)以降、世界は大きな岐路に直面している。われわれの未来は、我々自身による政治的意思および選択に委ねられている。ヨーロッパが志向するのは、開放性と連帯である。われわれはパートナー（国際社会）に対して、平和と持続可能な開発の実現に向けて、ともに手を携えてグローバル・パートナーシップを推進することを訴える。(5) EU は、ODA の対 GNP 比 = 0.7% という国際目標を達成する決意である。そのために EU は全体（加盟国 + 欧州委員会）として、ODA の対 GNP 比を 2006 年までに、現行の 0.33% から 0.39% へと向上させることを確約する⁵¹⁾。

2002年8月 - 9月、ヨハネスブルグ（南アフリカ共和国）で開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議は、「持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言」において、次のように多国間主義の重要性を強調した。

持続可能な開発の目標を達成するために、われわれは、より効果的、民主的かつ責任のある国際的なおよび多国間の制度を必要としている。われわれは、国連憲章と国際法の原則と目的並びに多国間主義の強化に対するわれわれの公約を再確認する。われわれは、持続可能な開発を推進するのに最も適した立場にある、世界で最も普遍的で代表的な組織としての国際連合の主導的役割を支持する。

2003年9月、欧州委員会はEU閣僚理事会および欧州議会に対して *The European Union and the United Nations: The Choice of multilateralism* と題するコミュニケーションを発出した。それは、EU-UNパートナーシップの推進を強く訴えるものであり、その骨子は、以下の通りである。(1) EUにとって多国間主義(multilateralism)へのコミットメントは、対外関係の中核を構成するものである。(2) グローバル・ガバナンスの持続的発展を支援し、グローバル・ガバナンスの諸方策の改善に努めることは、EUの利益につながる。(3) グローバル・ガバナンスのための枠組みを構築し、それを維持することは容易ではない。しかしそれはEUにとって避けて通ることのできない責務である。(4) 第二次世界大戦後に構築された制度的枠組みの成否は、EUの多国間主義へのコミットメント、具体的には多国間システムの中核的存在としての国連に対するEUのコミットメントに大きく左右される。(5) 実効的多国間主義(Effective Multilateralism)に対する積極的なコミットメントは、たんなるレトリック(お題目)ではない。それは、近視眼的なナショナル・インタレストから脱却して、国際協調主義を貫徹することに他ならない。(6) EUの国際的影響力 ヨーロッパの諸価値を世界に拡げる能力 は、その潜在的能力を十分開花させるまでには至っていない。世界においてEU全体が占める比重は、経済的にも政治的にも大きく、またEUの国連に対する拠出額も大きい。にもかかわらず、EUはそれに見合うだけの影響力を行使するまでには至っていない。(7) EUはReactive Roleに甘んじることなく、Proactive Roleをはたすべきである。ただしそのためには、いままで以上に、第三国や国家グループとの間に入念な対話や準備作業を積み重ねることが必要である。(8) EUは実効的多国間主義の名のもとに、率先して国際的コミットメントを実行し(場合によっては、それ以上の行動をとることにより)、世界のモデルとなるべきである。(9) EU-UNパートナーシップに対するEUおよび国連の認識は、近年大幅に

改善されつつある。すなわち両者の相互イメージは好転しており、国連の普遍的正統性 (Universal Legitimacy) と EU の経済的・政治的影響力を相互補完的なものとして連携させることにより、グローバル・ガバナンスのより効果的な確保というシナジー効果が期待される。(10) EU-UN パートナーシップは、開発協力や人道支援にとどまらず、平和・安全保障・人権・環境等、幅広い分野へと拡大されるべきである。

2003年12月、欧州理事会は *A Secure Europe in a Better World: European Security Strategy* (ESS) を採択した。それは、第5次拡大を目前に控えた EU 「25カ国」首脳が、<実効的多国間主義>をキーワードとし、国連とのパートナーシップを軸として、EU ひいては世界の安全保障を確保しようとするものであった。それはまた、「9.11」を契機として単独行動主義 (Unilateralism) への傾斜を深めていったアメリカに対する EU の強烈な異議申し立てでもあった。その骨子は、以下の通りである。(1) 冷戦の終結により、アメリカが世界における唯一の軍事超大国となった。とはいえ、国際問題はますます複雑化しており、(たとえアメリカといえども) もはや国家が単独で問題に対処することは不可能である。(2) EU はグローバル・プレーヤーである。したがって EU は、グローバルな安全保障の確保に、ひいてはよりよい世界の構築に向けて、積極的に責任をはたすべきである。(3) 安全保障こそが開発の前提条件である。多くの国や地域が、<紛争・不安定・貧困>という悪循環に苛まれている。(4) EU は<グローバルに考え、ローカルに行動すべき>である。(5) <脅威のグローバル化・市場のグローバル化・メディアのグローバル化>が進展するこんにちの世界において、EU の安全と繁栄は、以前にもまして実効的多国間システムに依存している。したがって、より強靱な国際社会の構築、効果的な国際的制度の推進、ルールに基づく秩序の構築こそが、EU の志向すべき目標である。(6) 国連憲章こそが、国際関係の基礎を構成するものである。したがって、国連が十分に責任をはたし、効果的に行動できるようにすることこそ、EU の最優先課題である。(7) EU は、これまでも一貫した外交政策を追求し、効果的な危機管理に貢献してきた。とはいえ EU が、そのもてる潜在的能力を十二分に発揮するためには、いままで以上に <More Active, More Coherent and More Capable> でなければならない。そもそも EU にとって、他の行動主体との協働は不可欠である。(8) EU は、いままで以上に能動的かつ地力を備えた行動主体へと進化することにより、実効的多国間システムの構築、

ひいては「より公正・より安全・より一体化された世界」の構築に寄与することができよう。

2004年4月、EUは*The Enlarging European Union at the United Nations: Making Multilateralism Matter*と題する報告書を公刊した。それは「EU 閣僚理事会議長国、EU 閣僚理事会事務局、欧州委員会、次期 EU 閣僚理事会議長国および駐ニューヨーク EU 加盟国・国連代表部」の合意のもとに作成されたもので、EU と国連との協力関係の基本枠組み／メカニズムを概観し、そのうえで8つの活動領域（開発協力、環境および持続可能な開発、平和維持および紛争予防、テロリズムおよび国際的組織犯罪、人権、貿易と開発、文化と文明）における両者間の協力関係の推移を包括的に概括するものであった。とりわけ注目されるのは *Making Multilateralism Matter* という報告書のサブタイトルに示されるように、EU-UN パートナーシップを多国間主義という全体的な文脈に位置づけて、その重要性を再確認し、実効性の確保に向けて次のように謳った点である。（1）国連と EU は、民主主義、連帯、持続可能な開発、市場経済、文化的多様性、法の支配等の基本的価値および目標を共有している。したがって EU が、国連に代表される多国間組織を支援するのはきわめて当然である。（2）EU にとって国連との協働は最優先課題であり、EU の 25 カ国体制への拡大は、国連との関係を深化させる絶好の機会である。（3）EU は、国連憲章に基づき、多国間主義の立場からグローバル・イシューの解決を図ろうとする国連の役割を支持・強化する責任を有している。

2004年4月、ASEM 外相会議は、「多国間主義に関する ASEM 宣言」(*ASEM Declaration on Multilateralism*) を採択し、多国間主義の推進に向けた ASEM 諸国(EU 加盟 15 カ国 / 対外関係担当欧州委員会委員 / ASEAN + 3 [日本・中国・韓国]) の決意を次のように表明した。（1）ASEM 外相は、国際紛争を解決し、グローバル化の肯定的な側面を推進し、国際関係の民主化の促進に向けて強力な国連を中心とした多国間主義、および公平で公正な法に基づく国際秩序へのコミットメントを再確認した。（2）ASEM 外相は、国連の諸計画や諸基金、専門機関およびブレトン・ウッズ機構の適切な活動を支持するうえでの協力を強化する意思があることを表明した。この目的のため、多国間枠組みや多国間レゾームならびに国連総会によるコミットメントをよりよく実施するための共同イニシアティブ

が検討される。(3) 外相は、2003年12月に欧州理事会が採択した欧州安全保障戦略 (European Security Strategy) および最近の ARF ならびに平和と安全を促進するためのバリ第二宣言にある ASEAN 安全保障共同体に合意した ASEAN での進展に留意した。

2005年6月、欧州委員会は *The 2005 UN Summit –Addressing the global challenges and making a success of the reformed UN* と題するコミュニケーションを発出し、国連の強化に向けて、次のような主張を展開した。(1) 国連総会は国連の主要機関であり、EU は、その再活性化を強く推進すべきである。(2) 安全保障理事会に関しては、その代表性および透明性の向上という観点から検討を継続すべきである。ただし安保理改革をめぐる議論によってサミットにおける議論が阻害されてはならない。(3) 欧州委員会は、国連と地域組織、とりわけ AU (アフリカ連合) との連携強化を強く支援する。

2005年11月、EU 閣僚理事会、欧州議会、欧州委員会は *The European Consensus on Development* と題する共同宣言を採択し、国連を中心とする開発協力の推進、具体的にはミレニアム開発目標 (MDGs) の達成に向けて、断固たる決意で実効的多国間主義にコミットする旨を確認した (第13パラグラフ)。

2006年、国連(ブリュッセル事務所)と EU は共同で *The partnership between the UN and the EU: The United Nations and the European Commission working together in Development and Humanitarian Cooperation* と題する年次報告書を創刊した。それは、<開発・人権・平和と安全> という中核的価値を追求するに際し、国連と EU は Essential Partner / Natural Partner の関係にあるとしたうえで、とくに開発協力および人道支援の分野における両者間の協力関係の進捗状況を概括するものであった。

2008年12月、EU は *Report on the Implementation of the European Security Strategy –Providing Security in a Changing World–* と題する報告書を作成した。それは、2003年12月の ESS の策定以来、5年間の実施状況を検証するものであり、EU と国連との関係については、次のように指摘された。グローバル・レベルにおいて EU は multilateral order の再生 (renewal) を主導しなければならない。国連こそが、国際システムの中心にそびえ立つ存在である。安全保障の分野において EU がこれまで積み重ねてきた活動は、すべて国連の目的と結びついている。いまこそ EU は、アメリカ、そして世界のパートナー諸国

と手を携えて multilateralism の再生を図るべきである。

やがて 2009 年 12 月 。調印から 2 年を経てリスボン条約は発効した。それは EU 条約制定作業の開始を謳ったラーケン・サミットから 8 年後のことであった。ともあれリスボン条約の成立により EU のミレニアム・チャレンジは新たなモメンタムを獲得した。EU は国連総会におけるオブザーバー資格の強化を新たな政策課題とし、その実現に邁進することとなったのである。すなわち EU は、リスボン条約の発効を契機として、実効的多国間主義の名のもとに展開してきた国連とのパートナーシップ（協力関係）の推進を、国連総会におけるオブザーバー資格の強化に絞り込み、その実現に全精力を注いでいったのである。その軌跡は、以下の通りである⁵²⁾。

2010 年 5 月 4 日、アシュトン EU 外務・安全保障政策上級代表 / 欧州委員会副委員長は、国連安全保障理事会において演説し、国連との協力関係強化に向けた EU の決意を次のように披瀝した⁵³⁾。 (1) EU 外交政策の中心課題は、強力な国連を中心として、実効的多国間主義を推し進めることにある。(2) EU と国連は、多くの目的を共有しており、政策立案に携わる「本部」、および政策を遂行する「現場」において緊密に協力している。(3) EU は、財政面のみならず、政治面および運営面においても国連を強力に支援する。(4) EU と国連は、これまで長年にわたり開発および人道支援の分野において協力関係を培ってきたが、EU 対外関係の外延的拡大にともない両者間のパートナーシップを平和および安全保障の分野にまで発展させ、それを補完するつもりである。(5) リスボン条約の発効、より直接的には 2011 年に活動開始予定の欧州対外活動庁 (EEAS) の設置により、EU はこれまで以上に、国連のよきパートナーとなることが可能となった。EU は、すべての国連加盟国に対して、国連内部において EU 代表が効率的に活動できるよう、ひいては EU が国連の目標の達成に最大限の貢献ができるよう支援をお願いしたい。(6) 国連とのパートナーシップ強化を進めるにあたり、EU は次の 3 点を強調する。 平和の促進、脆弱な人々の保護、および人々が安全かつ尊厳をもって生活できるよう支援することを EU の重点課題とする。 EU と国連とのパートナーシップは近年急速に進展しており、その有効性（付加価値）はとりわけ現場レベルにおいて顕著である。 リスボン条約の発効により EU の潜在的な能力は増大する。

すなわち EU はより強固な存在となりうる。EU はいままで以上に、政治と経済を上手に連動させることができるようになる。EU は政治戦略においても多様な形態を総合的に駆使することができる。その結果、国連にとって EU は、いままで以上に強固なパートナーとなるであろう。

2010年8月、アシュトン EU 外務・安全保障政策上級代表 / 欧州委員会副委員長は、次のようなステートメントを発表した⁵⁴⁾。本日(8月18日)、私は、来週木曜日にニューヨークで開催が予定されているパキスタンの洪水被害に対する支援を議題とする国連総会特別会合に先立ち、パン・ギムン国連事務総長と電話で会談した。・・・私は、パン事務総長に対して、私自身が EU を代表して会合に出席するつもりである旨を伝え、併せて EU に対してはいまだ適切な発言権が認められてはならず、こうした障害は可及的速やかに克服されてしかるべき旨の私の希望を伝えた。

2010年8月、国連総会 / 第64会期の閉幕を目前に控えて、EU 加盟27カ国は共同で *Participation of the European Union in the work of the United Nations* と題する決議案を加盟国に送付した。それはリスボン条約の発効を踏まえ、国連加盟国に対して「国連システムの強化」(Strengthening of the United Nations system) の一環として、EU の国連総会におけるオブザーバー資格の強化を認めるよう訴えるものであった。

同決議案では、まず以下のような基本認識が披瀝された。(1) 相互依存の進展するこんにちの国際社会において、国連および国際法の諸原則に基づく多国間システムの強化が急務の課題である。(2) 地域統合組織 (organization for regional integration) が共通対外政策の展開、およびそれを支える恒久的な基盤整備を推し進めているこんにち、地域統合組織およびその加盟国を代表して発言する組織の対外的代表 (organization's external representatives) を協議に効果的に参加させることは、国連総会にとっても得るところが大きいであろう。(3) EU は、長年にわたり国連との間に協力関係を構築してきたが、リスボン条約の発効(2009年12月1日)により EU の対外関係のありかたは大きく変化した。(4) リスボン条約において EU は、国連の枠組みに基づく多国間主義を通じて共通の問題の解決を図ることの重要性を再確認した。(5) リスボン条約に基づき EU 加盟国は、EU に権限が付与された活動領域に関しては、欧州理事会常任議長、EU 外務・安全保障政策上級代表、欧州委員会および EU 代表部に対して、EU を対外的に代表する権限を付与した。(6) EU は長年にわ

たり国連総会においてオブザーバーの資格を保持している。

そのうえで同決議案は、国連総会に対して次のような趣旨の決議を採択するよう要請した。(1) EU の代表は、国連総会において効果的な参加を認められるべきである。(2) EU の代表は、国連が主催する会議と同様に、国連総会の本会議および諸活動（一般討論、委員会、作業部会を含む）、総会の権威のもとに召集される国際会合や国際会議への参加を認められるべきである。(3) EU の代表は、EU の立場を表明するために主要な国家グループの代表に対して認められてきた長年の慣行に基づき、時機を得たかたちで発言の機会を与えられるべきである。(4) EU の代表は、文書の回覧、提案権および修正権の行使、議事進行に関する動議の提出、答弁権の行使、適切な議席配置を認められるべきである（ただし、議長の決定に対する異議申し立てはこの限りではない）。(5) EU は、投票権および総会において候補者を擁立する権利を求めものではない。(6) 総会は事務総長に対して、本決定の実施に必要とされるあらゆる措置を講ずるよう要請する。

2010年9月14日、国連総会はEU 27カ国共同提案の審議を行った⁵⁵⁾。まず提案国を代表して、EU 議長国ベルギーの代表が、以下のような趣旨説明を行った。(1) EU が *Participation of the European Union in the work of the United Nations* と題する決議案を提出した目的は、あくまでも国連におけるEU の効果的な参加を促進することにある。(2) 同決議案を正式に提出する以前から、EU はリスボン条約の意義、とりわけリスボン条約の発効がEU と国連との関係に及ぼす影響について多方面において説明を行ってきた。(3) EU の説明に対しては様々な懸念が表明された。そこで、この場を借りてさらなる説明を行い、懸念の払拭に努めたい。(4) 昨日、加盟国の広範な支持を得るために、以下の3点にわたり修正（確認）することを決定したので口頭で明らかにしたい。

どのようなかたちで external representation を行うかは、それぞれの地域統合組織が独自に決定すべき事項である。EU の発言のタイミングは、これまで積み重ねられてきた慣行に従うものであり、政府間国際組織としての国連の基本的属性を損なうものではない。＜地域組織が、ひとつの声で発言できるだけの統合レベルに到達した場合、国連総会は協議への効果的な参加の促進に向けて、当該地域統合組織に特別の措置を講ずる＞という趣旨のパラグラフを新たに挿入する。(5) EU は、国連総会におけるオブザーバーの地位にとどまる決意であり、加盟国のみに認められる投票権や候補者の擁立等の基本的権

利を求めるものではない。EU は、政府間国際組織としての国連の基本的属性に影響を及ぼすつもりはない。(6) EU は、他の地域統合組織がそれぞれ独自の利害関心を保持していることを理解しており、external representation に関しても国連総会が個別に適切な判断を下してしかるべきであると認識する。

これに対して、以下のような意見表明が行われた。まずアフリカ諸国グループを代表してレソト代表は、<EU の提起した問題はきわめて重要であり、今後の先例ともなり得る。したがってアフリカ諸国グループは、この問題はひとまず先送りし、後日十分な協議を行うことを希望する>と述べた。

ついで 13 カ国から構成されるカリブ共同体 (CARICOM) を代表してスリナム代表が次のように主張した。(1) 地域グループに対して enhanced observer status を認めようという EU の提案は、きわめて興味深いものである。(2) カリブ共同体は、すでに国連総会においてオブザーバーの地位を保持しているが、EU の提案に同調してカリブ共同体が enhanced observer status を求めることも当然想定される。(3) 純粋に手続き的な観点から判断した場合、EU の決議案は十分な協議を踏まえていない。またベルギー代表による趣旨説明 / 口頭での修正提案も、その妥当性を精査するためにはさらなる時間が必要である。(4) EU の提案は、国連の活動形態そのものに変更を加えるものであり、国連加盟国にとってきわめて重要な意味をもつものである。したがってカリブ共同体は、提案を精査するために十分な時間を割くことはいうまでもなく、従来通りオープンで透明な、かつ広範な協議を行うよう求める。(5) EU の主張は前例のないものであり、次期国連総会の開会直前に決定を下すということは、拙速の誹りを免れえず遺憾である。(6) 1997 年、パレスチナに対するオブザーバー資格の付与をめぐる協議において、EU はパレスチナにどのような権利および特権を認めるべきかについては十分に精査を積み重ね、一点の曖昧さも残すべきではないと主張した。カリブ共同体は、そうした EU の主張と立場を同じくした。その意味でカリブ共同体は、友好および協力の精神に基づき、EU に対して本事案に対しても前回と同様な立場を堅持するよう希望する。(7) カリブ共同体の基本的立場は、EU 決議案のような重要な議題は十分に時間をかけて精査し、入念な意見交換を積み重ねたうえで全会一致 (コンセンサス) により採択すべきであるというものである。カリブ共同体はそのために積極的に行動する用意がある。

歴史的に EU と緊密な (経済) 協力関係を構築してきた ACP 諸国グループ。

その中核的存在である A (アフリカ諸国)、および C (カリブ海諸国) によるこのような否定的な意見表明。EU のきわめて野心的な挑戦は、P (太平洋諸国) を代表してナウルが行った次のような陳述により、さらに大きな打撃を受けた。(1) 太平洋諸国は、スリナム代表が表明した見解に与する。(2) 太平洋諸国は、十分な時間をかけて EU の提出した決議案の意義を注意深く検討するよう要請する。(3) 太平洋諸国は、国連総会 / 第 65 会期において EU 提案の審議を行うよう求める。(4) EU の提案は、国連という崇高な国際組織の本質そのものにかかわる重大な問題を孕んでいる。(5) 国連憲章に謳われるように、国連は平等な主権国家から構成されるものであり、この基本原則は堅持されなければならない。(6) 太平洋諸国は、さらなる協議を通じて、EU 提案が小国に及ぼす影響に関する適切な評価を行うことを求める。(7) EU と太平洋諸国とのパートナーシップはきわめて重要であり、太平洋諸国は国連における EU のリーダーシップを高く評価する。その意味で太平洋諸国は、この問題に関して対話を継続させ、熟議を積み重ねることを希望する。

このようにロメ体制、ひいてはコトヌ体制を通じて EU との間に包括的な協力関係を積み重ねてきた ACP 諸国グループの反逆(強烈な異議申し立て)。それは他の国連加盟国の動向にも強いインパクトを与え、EU が提出した決議案は、次のような強い逆風にさらされた。

ベネズエラ代表は、次のように陳述した。(1) ベネズエラは、A・C・P 諸国グループの提案を支持する。(2) EU の提案は、多国間協議の場を通じて包括的かつ透明性を担保するかたちで検討されなければならない。(3) 多くの地域組織は、それぞれの地域的特性を反映して独自の発展を模索している。しかしながら EU 提案が承認された場合、地域的事実を無視してわれさきに EU と同じような地位を確保しようとする地域組織の出現が懸念される。(4) EU の提出した決議案においては、リスボン条約の歴史的意義が強調されているが、大多数の国連加盟国にとってリスボン条約は何の意味も有しない。(5) EU は引き続きオブザーバーの地位にとどまる決意である旨を強調しているが、仮に EU の主張が認められれば、それは事実上 EU に対して加盟国と同等の権限を付与することを意味する。(6) ベネズエラは、政府間国際組織としての国連の基本的属性は堅持されなければならないと確信する。(7) ベルギー代表が口頭で行った決議案の修正は、ラテンアメリカ諸国やカリブ海諸国の修正要求を反映していない。(8) ベネズエラは、EU 決議案の審議を延期するよう求める。

イラン代表は、次のような意見表明を行った。(1)イランは、A・C・P 諸国グループの主張を支持する。(2)EU 提案は国連の本質にかかわるものであり、広範かつ開かれたかたちでの詳細な検討が必要である。(3)EU が提出した決議案は、限られた範囲内での一方的なブリーフィングやバイラテラルな協議を経たものでしかなく、国連の長年の慣行である非公式かつ開かれた協議を積み重ねたものではない。(4)イランは、EU が提出した決議案の検討を先送りすることに賛成である。

以上の意見表明を踏まえて、カリブ共同体を代表してスリナムが議事進行に関する動議を提出した。それは EU27 カ国が共同で提出した決議案 *Participation of the European Union in the work of the United Nations* の審議を先送りするよう求めるものであった。この動議に基づき国連総会は、賛成・反対 / 各 2 カ国による意見表明の後、動議の採決を行うこととなった。

まずナウルとベネズエラが、EU 決議案の審議を次の国連総会、すなわち第 65 会期へと先送りすることに賛成する立場を表明した。

これに対してベルギー代表は、EU 決議案の審議先送り動議に対して、次のような論拠で反対した。それは厳密には、審議の先送りを求める「動議の採決」を先送りするよう要請するものであった。(1)EU 決議案の草案(第 1 次案)は、2 カ月前に送付されており、検討のための時間は十分に確保されている。(2)EU が 8 月(末)に送付した決議案は、各界・各層から寄せられたさまざまな意見・提案(フィードバック)を考慮して、必要とされる修正を施したものである。(3)EU の基本的立場は、国連総会 / 第 65 会期の開始から、遅滞なくリスボン条約に基づく新たな EU 代表の参加を承認するよう求めるものである。(4)EU 以外の地域組織が、EU と同様なオブザーバー資格を希望する場合には、その都度、ケース・バイ・ケースで審議の対象とされてしかるべきである。

ついでイギリス代表も、次のような理由に基づき、審議先送り動議に反対の意見を述べた。それは厳密にはベルギー代表の主張と同じく、スリナムの提出した議事進行に関する動議の採決を先送りするよう求めるものであった。

- (1)EU が提出した決議案は、さまざまな意見・提案を十分に反映している。
- (2)EU の提案は、国連憲章に反するものではない。すなわちそれは、政府間国際組織としての国連の基本的属性を否定するものではない。

以上、所定の手続きを経たうえで、総会議長は法律顧問の意見に基づき、ベ

ルギー、イギリスの主張を退け、スリナムの提出した議事進行に関する動議を採決に付した。その結果は、賛成：76、反対71、棄権：26で、EU 27カ国が共同で提出した決議案 *Participation of the European Union in the work of the United Nations* の国連総会 / 第64会期における審議の終了、および国連総会 / 第65会期における（継続）審議が総会議長より宣言された。

2010年9月14日は、EU 外交にとっては屈辱の日であった⁵⁶⁾。午前11時に始まった外交バトルは、午後1時前にEUの敗北により幕をおろした。EUの主張を支持してスリナムの動議に反対したのはヨーロッパ諸国（44カ国）、およびアメリカとその友好国（日本、韓国、イスラエル、メキシコ、パナマ・・・等）にとどまり、ACP諸国を中心とする開発途上国の多くはEUに対して反旗を翻し、スリナム提案に賛成の立場をとったのである（7カ国のアフリカ諸国は棄権を選択した）。こうして2010年9月14日午後3時。9月の第3火曜日に召集されるという規定に基づき、国連総会 / 第65会期が開幕した。

国連総会 / 第65会期は、実質的には9月15日（水曜日）にスタートした。ただしアジェンダはあらかじめ確定されており、国連総会におけるEUオブザーバー資格の強化が議題とされたのは、それからほぼ半年後のことであった。

2011年3月、EU加盟27カ国は共同で *Participation of the European Union in the work of the United Nations* と題する決議案をあらためて国連総会に提出した。それは、国連総会 / 第64会期における挫折を踏まえて、無用な反発を回避し、可能な限り全会一致（コンセンサス）によるスムーズな採択を図ろうとするものであった。すなわち、(1) EU 27カ国以外の国連加盟国には無関係なリスボン条約に関する文言の全面的削除、(2) 議論が先鋭化（政治問題化）した微妙な文言（字句）のさらなる修正 / トーンダウン、(3) 決議案全体の簡略化、(4) 決議案の二部構成化（本文+付属文書）、(5) 付属文書（テクニカル・ドキュメント）におけるオブザーバー資格強化の具体策の列挙等、実体面・形式面において工夫を凝らすものであった。その骨子は、以下の通りである。

まず本文において、次のように謳われた。(1) 国連総会は、国連と地域組織との協力の重要性を確認する。それは国連に利益をもたらすだけではない。(2) 地域組織がどのような external representation を展開するかは、地域組織自身が決定すべき事項である。(3) 国連総会は intergovernmental body であり、そのメンバーは国連のメンバーである国家に限定される。(4) 国連総会に

おけるオブザーバーとしての EU 代表の参加形態は、付属文書において規定される。(5) 国連総会においてオブザーバー資格を保持する地域組織から要請があった場合、国連総会は本決議の付属文書に基づき、新たに参加形態を定める。

ついで *Participation of the European Union in the work of the United Nations* と題する付属書 (Annex) において、国連総会が “Enhanced Observer” として EU (代表) に新たに認める具体的な権利が、以下のように列挙された。(1) 発言者リストの作成に際しては、主要国家グループの代表と同列に位置づけ、優先的な扱いの対象とする。(2) “Participating Observer” に認められてきた諸慣行に配慮のうえ、国連総会一般討論に参加するよう招聘する。(3) 国連総会の全体会議や諸活動、総会の権威のもとに召集される国際会合や国際会議、および国連会議において、仲介者なしに直接文書の回覧を行うことを認める。(4) 提案を行い、修正案を提出することを認める。(5) 議事進行に関する動議の提出を認める。ただし議長裁決に対する異議は認められない。(6) 答弁権の行使を認める。

そのうえでさらに、以下の諸点が確認された。(1) EU の代表は、オブザーバー席に席を確保される。(2) EU の代表は、投票権を有さない。また候補者を擁立する権利を保持しない。(3) 本決議の趣旨 EU 代表に認められる “Enhanced Observer” としての権利 に関しては、国連総会 / 各会期の冒頭、総会議長から一回に限り説明される。

2011年4月、EU加盟27カ国は3月に提出した決議案の改訂版 (revised draft resolution) を国連総会に提出した。それは基本的にテクニカルかつマイナーな変更 (字句の修正・削除やナンバリングの変更等) にとどまるものであった。ただし、<observer States and entities, and other observers が、それぞれを対象とする決議によって、どのようなかたちで国連諸活動への参加を認められてきたかに留意する>旨のパラグラフが新たに挿入された。

2011年5月3日、国連総会は EU 27カ国共同提案の審議を行った⁵⁷⁾。まず提案国を代表して EU 議長国ハンガリーの代表が、以下のような趣旨説明を行った。(1) EU 外務・安全保障政策上級代表の臨席に謝意を表したい。(2) 2010年9月以来、EU および加盟国は、非公式協議、主要国家グループとの会合、バイラテラルな協議等を通じて、国連全加盟国との間に精力的に協議を積み重ねてきた。(3) 精力的な協議、とりわけカリブ共同体との協議の結果、全会一致での決議の採択に向け、決議案にさらに口頭での修正を追加することで

合意した（第3次決議案）。（4）口頭での修正は、決議案の付属文書を対象とするものであり、その骨子は、以下の通りである。国連総会の一般討論への参加に関しては level of representation も考慮に入れる。提案や修正案の提出は「口頭で」(orally) で行うものとし、EU 加盟国から要請がある場合に限り投票に付される。議事進行に関する動議の提出、および議長採決に対する異議申し立てに関する規定は削除する。答弁権の行使は、1 議題につき 1 回に限り認められる。EU 代表は、投票権を保持しない。さらに、決議あるいは決定に対する共同提案権、および候補者を擁立する権利も保持しない。口頭での決議案の追加修正は、国連総会における EU の行為能力のさらなる制限を意図するものであり、決して EU の権限強化を図るものではない。本決議案は、最終案である。それは国連全加盟国によるきわめて広範な共同作業の成果である。本決議案の中心課題は、他の国家グループに伍して EU 代表が 27 カ国を代表して討議に参加できるようにすることにより、国連の活動に対する EU の効果的な貢献を促進することにある。本決議案は、口頭での追加修正によりいっそう明快かつ簡潔なものとなっており、協議の過程で表明されたさまざまな懸念に応えるものである。EU は、とりわけ以下の 4 点の重要性を強調したい。（ア）国連は、国家から構成される組織であり、かつ今後もその基本的属性は堅持されなければならない。EU は、国連総会においてオブザーバーの地位にとどまる決意である。（イ）EU のオブザーバー資格強化は、国連を構成する各国家の権限を侵食するものではない。EU 加盟国間の連携強化は、国連に対する EU の効率的な参加を促すものであり、それにより他の諸国は時間的・空間的剰余の恩恵を享受することが可能となる。（ウ）EU 以外の他の地域組織も、申請を行えば EU と同等なオブザーバー資格の取得が可能となる。（エ）国連にとっては無関係であるリスボン条約に関する言及は削除された。（5）世界が直面しているさまざまな困難に立ち向かうためには、効果的かつ公正な多国間主義の推進が不可欠であり、そうしたグローバル・ガバナンスの中心となるのが国連である。

これに対して、以下のような意見表明が行われた。まずカリブ共同体を代表してパハマ代表が次のように述べた。（1）EU の決議案は non-State observer というカテゴリーに、新たに独自の権限により補強されたサブカテゴリーを付け加えようとするものである。（2）カリブ共同体は、EU 決議案の採択により国連総会における小国の marginalization が進むことを懸念している。

- (3) EU 決議案は、その重要性に鑑み全会一致により採択されるべきである。
- (4) 改訂コトヌ・パートナーシップ協定に具現される ACP 諸国と EU との協力関係、あるいは EU とラテンアメリカ諸国 / カリブ海諸国との協力関係に鑑み、EU 決議案は < 開放性・友好・相互尊重の精神 > に基づき協議されるべきである。
- (5) 本決議案は、8 カ月前に提出された決議案に比べて大幅に改善されており、カリブ共同体は本決議案を受諾可能なものと評価する。

ついでアフリカ諸国を代表してナイジェリア代表が、< EU 決議案に賛成の意向を表明し、併せてこれが先例となって、他の地域組織にも本決議案が適用されることを期待する > 旨の見解を表明した。同様にアラブ諸国を代表してスーダン代表も、< これを先例として、アラブ連盟およびその他の地域組織が EU と同等な権利を享受できるようになると確信する。EU は、そうしたわれわれの要求を当然支持するであろう > との期待を表明した。

このような EU 決議案に対する留保つきながらも肯定的な立場とは取えて一線を画し、決議案に強い警戒心を露わにしたのがナウルであった。ナウル代表は小国の立場から EU 決議案に対して強い懸念を表明し、以下の論拠に基づき、< EU による再三にわたる決議案の修正、さらには国連事務局 / 法務局による国連憲章 / 諸規定との法的整合性の確認（お墨付き）によっても、懸念を拭い去ることはできない > と主張したのである。

(1) EU 決議案は法的に問題である。決議案によれば、EU に対して答弁権を認めることとなっているが、これは国連総会の手続き規則と矛盾する。確かに、ヴァチカンとパレスチナに対しては答弁権が認められている。その理由は、前者が non-Member State、後者が non-Member entity だからである。これに対して EU は、国連加盟国から構成される intergovernmental organization である。その意味ではオブザーバーとしても、また法的実体としても、EU はヴァチカンおよびパレスチナとは根本的に異なる存在である。EU が答弁権の確保という自己の主張を正当化するために、ヴァチカンとパレスチナを引き合いに出したのは遺憾である。

(2) 国家に対してのみ認められてきた権利を EU に対して特別に付与することは intergovernmental organization としての国連の基本的属性を脅かしかねない。たとえ決議の前文において、国連の基本的特質の堅持を謳ったとしても、それは無意味である。

(3) EU に対して特別のオブザーバー資格を認めることは、主権平等という国連の基本原則（国連憲章第 2 条）を損ないかねない。そもそも国連総会の一般討論において発言権を認められるのは加盟国のみである。オブ

ザーバーであるヴァチカンとパレスチナに対して発言権が認められているのは、あくまでも例外的な措置である。このような現実に鑑みた場合、EU に発言権（特別のオブザーバー資格）を付与することは、EU に 28 (27+1) の発言権を認めることであり、主権平等の原則に反する。ナウルのような小国にとっては、そのような事態は看過できない。(4) EU に対する特別のオブザーバー資格の付与を先例として、他の地域組織に対しても同様な権利を認めることに関しては、なお慎重な検討が不可欠である。(5) EU の決議案は幾度も修正を経て明確になっている。とはいえ本質的な部分に変更されておらず、小国の懸念に対する十分な理解を反映していない。

ジンバブエ代表もまた、次のように EU 決議案に反対の意思を明確にした。

(1) EU 決議案は国連システムの強化ではなく、<ひそかに> (stealthily) 国連システムを破壊へと導こうとするものである。したがってジンバブエは、新たなカテゴリーのオブザーバー資格を設けることには反対である。(2) EU 決議案 / 付属文書における答弁権に関する議長 (presiding officer) 権限は、本来国連総会手続き規定第 73 条を根拠規定とすべきものである。したがってジンバブエは、その修正をいま口頭で提案する。(3) ジンバブエは、EU の国連に対する多大の貢献を認識している。とはいえ EU 決議案には賛成できない。

このジンバブエ代表の意見を受けて、イラン代表は<EU 決議案に反対はしない> 旨の立場を明らかにしたうえで、ジンバブエの修正提案に賛成の立場を表明した。

こうして議長は、ジンバブエの動議の可否について採決を行うことを決定し、それを踏まえてあらためてハンガリーの意見を求めた。EU 議長国ハンガリーの主張は、次のようなものであった。(1) EU は国連総会における議席を求めるものではない。また今後も EU が議席を求めることはない。(2) EU 決議案 / 付属文書に謳われている事は、国連総会手続き規定および国連憲章に合致している。(3) 答弁権の行使は、議論に参加するうえで不可欠である。なお EU が答弁権を行使するのは、EU の立場が問われている場合に限定される。(4) ヴァチカンおよびパレスチナに対しては、自由に答弁権を行使することが認められている。また国連憲章 / 国連総会手続き規定は、オブザーバーに関して法的区別を設けていない。したがって、EU に対してのみ答弁権の行使に制約を設けるのは不合理である。(5) EU は、「持続可能な開発に関する委員会」において、すでに答弁権の行使を認められている。その意味では、国連諸機関

において EU に自由な答弁権の行使が認められることはごく当然である。(6) EU の提出した決議案は広範な協議の結果である。したがって EU は、ジンバブエの口頭での修正動議には反対である。また国連全加盟国に対して、動議に反対するよう要請する。

こうして議長は、ジンバブエの修正動議の賛否を問う投票を宣言した。その結果、賛成：6 (キューバ、イラン、ニカラグア、シリア、ベネズエラ、ジンバブエ)、反対：142、棄権：20 でジンバブエの動議は否決された。

ひきつづき議長は *Participation of the European Union in the work of the United Nations* と題する EU 27 カ国共同決議案 (口頭での修正を含む) の賛否を問う投票を宣言した。投票の結果、賛成：180、反対：0、棄権：2 (シリア、ジンバブエ)、投票権不行使：10 (アゼルバイジャン、コートジボアール、キリバス、リビア、ナウル、ルワンダ、ソマリア、スリランカ、バヌアツ、ベネズエラ) で EU 決議案は採択された。

ついで議長は、各国代表に補足発言 (explanation of vote) を求めた。これに応えてまずバーレーン代表が、カリブ共同体を代表して決議に対する次のような認識 (解釈) を明らかにした。(1) 決議は、国連総会のメンバーとなりうるのは国連に加盟している国家に限定される旨を明示的に確認するものである。その意味で、オブザーバーとしての EU の権利にさまざまな制約が課せられるのはきわめて当然である。(2) 他の地域組織に対して、EU と同様な権利をオブザーバーとして認める場合、当該地域組織が EU と同じような統合過程を辿っているか、あるいは当該地域組織がどのような統合レベルに到達しているかは、考慮の対象とはなりえない。また本決議において EU に認められる権利は non-State observer に対して認められる権利の上限 (absolute maximum) である。(3) EU と他の主要国家グループの代表との間の発言順位に関しては、カリブ共同体の解釈は国連総会事務局 / 法務局の解釈とは異なる。すなわち EU が、個々の加盟国に先んじて発言することを認められるとしても、国連加盟国が主要国家グループを代表して発言する場合、EU がそれに先んじて発言することはありえない。(4) EU の一般討論への参加に関しては、オブザーバーに対する加盟国の優位、確立された諸慣行の尊重、代表のレベル (格) を考慮する (プロトコールの尊重) ことが求められる。ちなみにカリブ共同体は、一般討論において EU を代表しうるのは、欧州理事会常任議長と EU 外務・安全保障政策上級代表の 2 人のみであると認識する。(5) 提案およ

び修正に関して EU がなしうるのは、あくまでも口頭での発議に限定され、書面による発議は認められない。(6) 答弁権の自由な行使は、加盟国に対してのみ認められるものであり、EU に認められる答弁権は制限されてしかるべきである。そもそも本決議において謳われる権利は網羅的なものであり、とりわけ国連メンバーへの道が存在しない non-State observer に対しては、本決議の規定以上の権利は認められない。

つづいて日本代表が、<日本と EU はグローバル・パートナーであり、グローバルな問題に対して共同で取り組んでいる。日本は、リスボン条約による EU の発展を歓迎する。日本は、本決議が国連憲章の精神に則り、加盟国の同意に基づき実行に移されるものと確信している>旨を表明した。

キューバ代表は、あらためてジンバブエの動議に賛成の立場を確認し、EU に認められる答弁権の行使に関しては、(1) 国連総会の手続き規定(第 73 条)に抵触する。(2) 全会一致に向けて、より入念な協議を積み重ねるべきであったとの見解を明らかにした。

マレーシア代表は、<本決議は完璧ではなく、妥協の精神に基づき採択されたものである。とはいえそれは新たな状況に対応するものであり、他の地域組織に対して新たな道への可能性を切り開くものである>との評価を表明した。

アルゼンチン代表は、<本決議の採択は、先例とはならない>との認識を表明した。

ベネズエラ代表は、<本決議の採択は妥協の産物であり、ベネズエラはナウルと同様の懸念を抱いている>。とりわけ EU に対する答弁権の付与に関して、国連総会手続き規定第 73 条の解釈について、<答弁権は国連加盟国に対してのみ認められるべきものであり、オブザーバーには認められない>との認識を示した。

以上の意見表明を受けて、ヴァチカン代表(オブザーバー)が、次のように述べた。(1) non-Member State の国連の活動に対する参加は、国連の発足直後にまで遡ることができる。(2) intergovernmental organization の国連総会への参加要請に関しては、国連総会におけるメンバーシップや国連憲章に適切な配慮を行うことに加えて、本決議においてなされたように observer States and entities に付与される権利に対しても適切な配慮を行うべきである。

最後に EU を代表してハンガリー代表が、次のように述べた。(1) 本決議の実施は、テキスト(文言)および国連の諸慣行に基づき、正確に行われ

る。(2) 解釈に疑義のある事項に関しては、EU が一方的に解釈を行うことはない。(3) EU は透明性の確保に努める。

ついで議長は、アシュトン EU 外務・安全保障政策上級代表に発言を促し、それを受けて同代表は決議の採択に謝意を表明した。

こうして EU の “Enhanced Observer Status” 獲得をめぐる、あしかけ 2 年(国連総会 2 会期)におよぶ政治ドラマは幕を閉じた。とはいえそれには後日談があった。それは執拗な「カリブの反乱」であった。2011 年 5 月 9 日、バハマはカリブ共同体を代表して国連事務総長に書簡を送り、5 月 3 日に採択された国連総会決議 *Participation of the European Union in the work of the United Nations* に対するカリブ共同体の解釈(認識)を取り纏めた文書 *Interpretive declaration by the Bahamas on behalf of CARICOM, 3 May 2011, in connection with General Assembly resolution 65/276, entitled “Participation of the European Union in the work of the United Nations”* を加盟国に送付するよう要請したのである。それは、決議の採択直後にバハマ代表が口頭で行った explanation of vote をあらためて文書化し、再確認するものであった。

その結果 2011 年 6 月 1 日、国連事務局は *Participation of the European Union in the work of the United Nations: Note by the Secretary-General* と題する文書を作成した。それはカリブ共同体が提起した疑義に応えるものであり、その骨子は、以下の通りである。(1) 国連総会決議 65/276 は、国連総会以外の国連主要機関や補助機関に適用されるものではない。(2) EU の代表は、国連総会の一般討論において、加盟国、ヴァチカン、パレスチナの後に討論に参加することを認められる。(3) EU 代表は、議題に関する文書を直接回覧させるよう要請することができる。それは、EU 加盟国による要請を必要とせず、かつ公式文書として位置づけられるものである。(4) EU 代表は提案を行ったり、修正を求めたりすることができる。ただしそれはあくまでも口頭によるものとされ、公式文書の回覧というかたちをとるものではない。(5) EU 代表による答弁権の行使は、1 アイテム当たり 1 回に限定される。(6) EU 代表の席は、加盟国、non-Member States、パレスチナに続くオブザーバー席に設けられる。

VI エピローグ

2011 年 5 月 3 日、国連総会は *General Assembly grants EU higher participation*

status と題するプレス・リリースを発売し、採択された決議案の骨子を次のように要約した。(1) 180カ国の賛成により、国連の諸活動に対するEUの参加資格を新たに規定した決議が採択された。(2) その結果、総会においてEU代表がEuropean bloc共通の立場を表明することが可能となった。(3) 決議の採択に際しては、シリアとジンバブエが棄権した。なお10カ国が投票を行わなかった。(4) 本決議の採択により、EUの立場に関わる問題についてはEU代表による答弁権の行使が認められることとなった。(5) なおオブザーバー席にEuropean bloc代表の席が設けられることとなった。ただしEU代表には、投票権の行使や候補者擁立の権利は認められない。

同決議の採択を受けて、ファン・ロンパイ欧州理事会常任議長は、次のようなステートメントを発表した⁵⁸⁾。(1) 本日(2011年5月3日)、国連総会においてEUの参加資格に関する決議が採択された。それによりEUは、国連総会において発言権を認められることとなった。(2) 本決議の採択は、国連がEUをglobal actorとして認知するものであり、きわめて画期的な出来事である。

同様にアシュトンEU外務・安全保障政策上級代表も、国連総会におけるEUの参加資格に関する決議の採択に関して、次のようなステートメントを発表した⁵⁹⁾。(1) 国連総会による決議の採択を歓迎する。それはリスボン条約に基づくEUの制度的な変化を考慮/反映するものである。(2) 決議の採択により、今後EUが国連において共通の立場を表明し、その実現を図ることが可能となろう。(3) リスボン条約は、国連憲章に対するEUのコミットメントを再確認するものである。(4) EUは国連との協力を重視しており、決議の採択により、EUがいままで以上に国連の活動を首尾一貫したかたちで、効果的に支援することが可能となろう。

それからほぼ4カ月後の2011年9月16日。国連総会/第66会期の開始直後、一般討論の開始を目前に控えて欧州委員会は*66th UN General Assembly: EU high level presence in New York* と題するプレス・リリースを発売し、(1) 5月に歴史的な決議65/276が採択され、それによってファン・ロンパイ欧州理事会常任議長が、EUを代表して発言することを認められた。その最初の演説は間もなく行われる。(2) 欧州理事会常任議長に加えて、パローゾ欧州委員会委員長、アシュトンEU外務・安全保障政策上級代表、それに欧州委員会各委員もそれぞれEUを代表して、総会/閣僚レベル会合に出席の運び

である　と決議採択の歴史的意義を強調した⁶⁰⁾。

こうして2011年9月22日、ファン・ロンパイ欧州理事会常任議長は、一般討論において初めてEUを代表して演説し、国際問題の解決に向けてEUが保持する<means and money, manpower, a sense of the global common good, expertise in mediation>をフルに活用して、国際的責任をはたす決意である旨を強調したのである⁶¹⁾。

以上の一連の動きに象徴されるように、2011年5月3日・国連総会決議の採択に対するEUの反応は、公式にはきわめて肯定的であった。とはいえそれは高度なDiplomatic Statementに彩られる通過儀礼の一面面ではなかった。EUにとって“Super Observer”の地位の獲得は、EU外交の勝利とはほど遠いものであり、屈辱的な外交努力の積み重ねによってかろうじて国際社会から恩恵的に付与されるものにすぎなかった。

とりわけACP諸国の異議申し立ては、EUにとって大きな誤算であった。なかでも“C”の反乱は最後の最後まで執拗であった。カリブ海諸国は、採択された決議案の解釈に関して、文書によるダメ押しも敢えて辞さなかったのである。そもそも最終的に国連総会において採択された決議案は、EUが2010年8月末に提出した27カ国共同決議案とは似て非なるものであった。リスボン条約や地域統合のメリットに関する記述はすべて削除の憂き目にあった。長年にわたるEUと国連との協力関係を謳った部分も削除の対象とされた。さらに地域統合体としてのEUに対して、より強力なオブザーバー資格を認めることの歴史的意義(正当化事由)に関しても、一切言及されなかった。結局のところEU決議案は、徹底的にde-Europeanizeされることにより、辛うじて生き残り、国際社会の同意を調達することができたのである⁶²⁾。

このような経緯から、2011年5月3日・国連総会決議の採択は、EU外交の前途に待ち構える厳しい政治過程を予感させるものであった。“Enhanced Observer”の地位を付与してもらう代償としてEUは旧植民地国に対して屈辱的な外交努力を強いられたのである。それはGlobal Power / Normative Power / Ethical Powerを標榜するEUに対して、セルフ・イメージ(Self-image)とパブリック・イメージ(Public Image)との深刻なギャップを思い知らせるものとなった。

とはいえEUにとって、それは新たな政治/外交ドラマの幕開けでしかなか

った。2011年12月、欧州委員会とEU外務・安全保障政策上級代表は連名で、欧州議会と閣僚理事会に対して *Global Europe: A New Approach to financing EU external action* と題するコミュニケーションを発出した。それは、ある意味ではEUのリベンジ（反攻）宣言であった。その骨子は、以下の通りである⁶³⁾。

まず冒頭で、EUを取り巻く域外環境および域内環境の変化が次のように総括された。（1）世界は激しく変容しており、EUはパートナーとの間に従来にもまして緊密かつ強固な関係を構築する必要がある。EUにとってルールに基づく国際システムの推進は死活的利益である。（2）リスボン条約によりEUは、包括的かつ首尾一貫した対外政策を追求することが可能となった。これによりEUがひとつの声で発言し、グローバル・レベルおよび近隣（地域）レベルにおいて、＜民主主義・平和・連帯・安定・繁栄と貧困の削減＞という理念の実現に向けて行動し、世界公共財（global public goods）の確保を支援することが可能となった。

ついでEU対外関係の重要性が、次のように謳われた。（1）経済的にも、政治的にもEUにとって主要パートナーの占める相対的な重要性は増大しており、EUがひとつの声で発言する必要性は以前にもまして大きくなっている。（2）実効的多国間主義の推進を標榜するEUにとって、とりわけ国連、WTO、G8/G20等、グローバル・レベルでの多国間協議の場における政策決定過程への積極的参加は死活的な重要性をもっている。

そのうえでEUは、EUの強み（added value）を、以下のように列挙した。

（1）加盟国が保持する諸資源のプールによる、広範な政策領域における多彩な政策手段の保持。（2）共通対外政策の構築による、強固な交渉能力および政治的影響力の行使。（3）EUの＜政策・基準・価値＞のグローバル・レベルへの外延的拡大（グローバル・スタンダード化）。（4）人権や民主化の分野におけるベスト・プラクティスに裏付けられる国際的信認（EUの中立性や公平性に対する信頼性）の確保。（5）規模の経済によりもたらされる強力な技術援助／資金援助の実施。

さらにEU対外政策の志向する戦略的目的が、以下のように列挙された。

（1）＜人権・民主主義・法の支配＞の促進および擁護。（2）長期的な視点からの近隣諸国の繁栄と安定の確保、およびEUへの加盟を志向する国における改革過程の支援。（3）EUの利益の確保（EU市民の保護、貿易の促進、EUの規範や基準の推進、エネルギー安全保障・・・等）。（4）グローバルな問題

(気候変動に対する挑戦, 生物多様性の確保, 世界公共財の確保等)の解決に向けた政策の推進。(5) 貧困の根絶に向けた開発協力政策の強化。(6) 災害対策の強化。(7) 危機防止および危機解決能力の強化, ひいては平和の維持, 紛争の予防, 国際安全保障の強化。

2012年5月, EUは *European Union medium-term priorities at the United Nations (2012-15)* を発出した⁶⁴⁾。それは, 文字通り EU の対国連政策における中期目標(優先課題)を明らかにするものであり, その基本理念として, 以下の諸点が確認された。すなわち EU および加盟国は, (1) 強固な国連を中核とする実効的多国間主義に対する強力なコミットメントを再確認する。(2) <平和と安全保障, 持続可能な開発, 人権> という国連の三大目標を重点目標として追求する。(3) 可能な限り, より多くの国連加盟国および地域/サブ地域グループとの緊密な協働, さらには戦略的パートナーとのバイラテラル・レベルにおける緊密な連携を通じて, 問題の解決を図り, ひいては<建設的, 実践的, そして政策に直結したかたち>での国連強化を図る。(4) 国連のさらなる強化に向けて積極的に行動し, 国連を効率的, 効果的, かつ透明で説明責任をはたし, 代表性を具現する存在へと発展させる。(5) 国連総会の再活性化と安全保障理事会の改革を支持する。(6) 国連における全体的な整合性強化プロセス(System Wide Coherence process)を支持し, グローバル・ガバナンスにおける国連の役割に関する議論にコミットする。(7) 各加盟国が支払能力に応じて, より公平かつバランスのとれた分担を行うことにより, 国連に対する財政責任をはたすことを求める。

.....

2013年7月, クロアチアが28番目のEU加盟国となったのを受けて, Foreign and Security Policy と題する EU の公式ウェブサイトは, 次のように謳った。EU は長い年月をかけて, 段階的に独自の外交安全保障政策を構築するに至った。その結果, EU は国際問題に関して単一の主体として発言, ひいては行動することが可能となった。EU として協働することにより, EU 加盟28カ国は, 28の政策を個別に追求する場合に比べてはるかに大きな存在となり, より強力な影響力を行使することが可能となった。EU 共通外交安全保障政策は, 2009年にリスボン条約が発効することにより, EU 外務・安全保障政策上級代表のポストが設けられ, また欧州対外活動庁(EEAS)の新設により,

さらに強化されている。

はたしてこのようなバラ色の自己認識はどこまで妥当であろうか？ EU がその総力をあげて獲得した国連総会における“Super Observer”の地位 そのスピノフ効果は、いまだ未知数と言わざるをえないのが実情である。

注

- 1) Secretary-General (Ban Ki-moon), United Nations (2012).
- 2) UN News Centre (2012).
- 3) Vaisse, J., and Kundnani, H. (2011), p. 118.
- 4) Vaisse, J., and Kundnani, H. (2012), p. 117.
- 5) Federal Republic of Germany (1988) は、この間の経緯をコンパクトにまとめている。
- 6) Cf. Hill, C., and Smith, K. E. (2000), pp. 71-72; Nuttall, S. (1992), pp. 46-49.
- 7) ハーグ首脳宣言の全文は、以下を参照。Commission of the European Communities (n.d.); Hill, C., and Smith, K. E. (2000), pp. 72-74.
- 8) Commission of the European Communities (n.d.), pp. 8-11.
- 9) Hill, C., and Smith, K. E. (2000), p. 72.
- 10) 以下の歴史的記述は、主として Nuttall, S. (1992) および Hill, C., and Smith, K. E. (2000) に依拠している。
- 11) Hill, C., and Smith, K. E. (2000), pp. 75-80.
- 12) Hill, C., and Smith, K. E. (2000), p. 75.
- 13) Hill, C., and Smith, K. E. (2000), pp. 80-83.
- 14) Hill, C., and Smith, K. E. (2000), pp. 83-92.
- 15) 田中俊郎 (1998 年), 184 - 185 ページ。
- 16) Hill, C., and Smith, K. E. (2000), pp. 93-97.
- 17) EC を取り巻く国際環境の詳細に関しては、次を参照。Nuttall, S. (1992), pp. 82-93.
- 18) Cf. Nuttall, S. (1992), pp. 139-143; 森井裕一 (2008 年), 63 - 64 ページ。
- 19) 森井裕一 (2008 年), 63 - 64 ページ。
- 20) Hill, C., and Smith, K. E. (2000), pp. 98-99.
- 21) 1965 年, 安全保障理事会の非常任理事国は, 6 カ国から 10 カ国に拡大された。
- 22) いわゆる旧敵国条項である。
- 23) 森井裕一 (2008 年), 57 ページ。
- 24) 森井裕一 (2008 年), 57 - 60 ページ。
- 25) Security Council Resolution 335 (1973) of 22 June 1973.
- 26) United Nations General Assembly, Resolution 3050 (XXVIII), A/L. 698/Rev.1.
- 27) Cf. Bruckner, P. (1990), pp. 177-178.
- 28) United Nations General Assembly, Resolution 3208 (XXIX).
- 29) ただし後述のように、以前から EC はさまざまな国連専門機関においてオブザーバーの資格を付与されていた。Cf. Bruckner, P. (1990), pp. 175-177.
- 30) Cf. Cameron, F. (2012), pp. 30-31.

社会イノベーション研究

- 31) Nuttall, S. (1992), p. 149.
- 32) Hill, C., and Smith, K. E. (2000), pp.114-119; Nuttall, S. (1992), pp. 175-180.
- 33) Hill, C., and Smith, K. E. (2000), p. 114.
- 34) Hill, C., and Smith, K. E. (2000), pp. 137-139.
- 35) Hill, C., and Smith, K. E. (2000), pp. 126-132.
- 36) Cf. Smith, K. E. (2008), pp. 3-9 and pp. 38-49.
- 37) Cf. Cameron, F. (2012), pp. 31-34 ; 田中俊郎 (1998 年) , 188 - 190 ページ。
- 38) Hill, C., and Smith, K. E. (2000), p. 138; Nuttall, S. (1992), pp. 251-255.
- 39) Decision of the Foreign Ministers, Meeting in the Framework of European Political Co-operation, 28 February 1986. in Hill, C., and Smith, K. E. (2000), pp. 146-148.
- 40) Nugent, N. (2010), p. 55.
- 41) 中村民雄 (2005 年) , 43 - 44 ページ。
- 42) 中村民雄 (2005 年) , 47 ページ。
- 43) いわゆるペーターズベルグ任務に関する詳細な議論に関しては、植田隆子 (2007 年) を参照。
- 44) Cf. Eeckhout, P. (2011), pp. 467-500.
- 45) ブトロス = ガーリ , ブトロス (1995 年 a) , 46 - 48 ページ。
- 46) Cf. Laatikainen, K. V., and Smith, K. E. (2006), pp. 1-23; Blavoukos, S., and Bourantonis, D. (2011), pp. 1-15; Jørgensen, K. E. (2009), pp. 1-20; Kissack, R. (2013), pp. 15-20.
- 47) 大隈宏 (2012 年) を参照。
- 48) Cf. Emerson, M., Balfour, R., Corthaut, T., Wouters, J., Kaczyński, P. M., and Renard, T. (2011), Annex A, *Overview of EU Participation in the UN System*, pp. 117-122; Wouters, J., Hoffmeister, F., and Ruys, T. eds. (2006), Annex, *Inventry of the European Community Status at the Bodies and Conferences*, pp. 401-405 ; 大隈宏 (2013 年) , 222 - 226 ページ。
- 49) 1998 年 12 月 15 日 , 国連総会は , 2001 年前半に第 3 回国連最貧開発途上国会議のホストを務めるとの EU の申し出を歓迎し , それを受け入れる旨の決議を採択した。Cf. United Nations General Assembly (1999).
- 50) Cf. Carbone, M. (2007), Appendix A, pp. 132-134.
- 51) 会議にコミットしたある外交官によれば , モンテレー会議をリードしたのはアメリカで , EU の政治的影響力はきわめて限定されたものであった。その理由のひとつは , ローション・システムにより 6 カ月毎に議長国が交代した結果 , 準備会合の段階から EU としての統一のかつ一貫した立場を堅持できなかったからである。Radke, D. (2002), p. 3.
- 52) 全体的な経緯については , 以下を参照。Miller, V. (2011); Wouters, J., Odermatt, J., and Ramopoulos, T. (2011); Grevi, G. (2011); Emerson, M., and Wouters, J. (2010).
- 53) European Union (2010a).
- 54) European Union (2010b).
- 55) 以下の記述は United Nations General Assembly (2010b) に拠る。
- 56) Cf. Phillips, L. (2010a); Phillips, L. (2010b); Philipps, L. (2011).
- 57) 以下の記述は United Nations General Assembly (2011c) に拠る。
- 58) European Council, The President (2011).
- 59) European Union (2011a).

スーパー・オブザーバーへの軌跡

- 60) European Commission (2011b).
- 61) *Address by Herman Van Rompuy, President of the European Council, 66th United Nations General Assembly General Debate, 22 September 2011, EUCO 78/11.*
- 62) Wouters, J., Odermatt, J., and Ramopoulos, T. (2011) は、この点に関してきわめて否定的で厳しい評価を下している。
- 63) European Commission and High Representative of the European Union for Foreign Affairs and Security Policy (2011).
- 64) Council of the European Union (2012).

主要引用・参考文献

- Baroncelli, E. (2010) "Aid, trade and development: World Bank views on the EU's role in the global political economy," in Lucarelli, S. et al. eds. (2010).
- Basu, S., Schunz, S., Bruyninckx, H., and Wouters, J. (2012) "The European Union's Participation in United Nations Human Rights and Environmental Governance: Key Concepts and Major Challenges," in Wouters, J. et al. eds. (2012).
- BBC News/Middle East (2012) *Palestinians win upgraded UN status by wide margin*, 30 November.
- Bindi, F., and Angelescu, I. eds. (2012) *The Foreign Policy of the European Union: Assessing Europe's Role in the World*, Second Edition, Brookings Institution Press.
- Bindi, F. (2012) "European Union Foreign Policy: A Historical Overview," in Bindi, F. et al. eds. (2012).
- Biscop, S. et al. (2005) *The European Union and the United Nations: Partners in effective multilateralism*, Chaillot Paper no. 78.
- Biscop, S. ed. (2009) *The Value of Power, The Power of Values: A Call for an EU Grand Strategy*, Egmont Paper 33.
- Blavoukos, S., and Bourantonis, D. eds. (2011) *The EU Presence in International Organizations*, Routledge.
- Blavoukos, S., and Bourantonis, D. (2011) "Introduction: The EU presence in international organizations," in Blavoukos, S. et al. eds. (2011).
- Bouchard, C., and Peterson, J. (2011) *Conceptualizing Multilateralism: Can we all just get along?* Mercury E-paper No. 1.
- Bouchard, C., and Drieskens, E. (2013) "The European Union in UN politics," in Jørgensen, K. E. et al. eds. (2013).
- Brantner, F., and Gowan, R. (2009) "Complex engagement: The EU and the UN system," in Jørgensen, K. E. ed. (2009).
- Brantner, F., and Gowan, R. (2010) "The EU through the eyes of the United Nations: the quest for unity," in Lucarelli, S. et al. eds. (2010).
- Bretherton, C., and Vogler, J. (2006) *The European Union as a Global Actor*, Second edition, Routledge.
- Brückner, P. (1990) "The European Community and the United Nations," *European Journal of International Law*, Vol. 1, No. 1.
- Cameron, F. (2007) *An Introduction to European Foreign Policy*, Routledge.

- Cameron, F. (2012) *An Introduction to European Foreign Policy*, Second edition, Routledge.
- Carbone, M. (2007) *The European Union and International Development*, Routledge.
- CNN (2012) *UN Approves Palestinian 'observer state' bid*, November 30.
- Costa, O., and Jørgensen, K. E. eds. (2012) *The Influence of International Institutions on the EU: When Multilateralism hits Brussels*, palgrave.
- Degradand-Guillaud, A. (2009) "Actors and Mechanisms of EU Coordination at the UN," *European Foreign Affairs Review*, Vol. 14, No. 3.
- Duke, S. (2013) "Form and substance in the EU's multilateral diplomacy," in Jørgensen, K. E. et al. eds. (2013).
- Eeckhout, P. (2011) *EU External Relations Law*, Second edition, Oxford University Press.
- Emerson, M., and Kaczyński, P. M. (2010) *Looking afresh at the external representation of the EU in the international arena, post-Lisbon*, CEPS Policy Brief, No. 212.
- Emerson, M., and Wouters, J. (2010) *The EU's Diplomatic Debacle at the UN: What else and what next?* CEPS Commentary, 1 October.
- Emerson, M., Balfour, R., Corthaut, T., Wouters, J., Kaczyński, P. M., and Renard, T. (2011) *Upgrading the EU's Role as Global Actor*, CEPS Commentary, 25 January.
- Emerson, M., Balfour, R., Corthaut, T., Wouters, J., Kaczyński, P. M., and Renard, T. (2011) *Upgrading the EU's role as Global Actor: Institutions, Law and the Restructuring of the European Diplomacy*, Centre for European Policy Studies.
- Farrell, M. (2006) *EU Representation and Coordination within the United Nations*, GARNET Working Paper, No. 06/06.
- Federal Republic of Germany (Press and Information Office) (1988) *Introduction to EPC*, Fifth Edition.
- Giegerich, B., and Wallace, W. (2010) "Foreign and Security Policy: Civilian Power Europe and American Leadership," in Wallace, H. et al. eds. (2010).
- Ginsberg, R. (1999) "Conceptualizing the European Union as an International Actor: Narrowing the Theoretical Capability-Expectations Gap," *Journal of Common Market Studies*, Vol. 37, No. 3.
- Grevi, G. (2011) *From Lisbon to New York: The EU at the UN General Assembly*, Policy Brief, No. 81, FRIDE.
- Gstöhl, S. (2009) "'Patchwork Power' Europe: The EU's Representation in International Institutions," *European Foreign Affairs Review*, Vol. 14, No. 2.
- Hemra, S., Raines, T., and Whitman, R. (2012) *A Diplomatic Entrepreneur: Making the Most of the European External Action Service*, Chatham House.
- Hilf, M. (1990) "The Single European Act and 1992: Legal Implications for Third Countries," *European Journal of International Law*, Vol. 1, No. 1.
- Hill, C. (1993) "The Capability-Expectations Gap, or Conceptualizing Europe's International Role," *Journal of Common Market Studies*, Vol. 31, No. 3.
- Hill, C., and Smith, K. E. eds. (2000) *European Foreign Policy: Key Documents*, Routledge.
- Hoffmeister, F., and Kuijper, P.-J. (2006) "The Status of the European Union at the United Nations: Institutional Ambiguities and Political Realities," in Wouters, J. et al. eds. (2006).
- Jørgensen, K. E. ed. (2009) *The European Union and International Organizations*, Routledge.

スーパー・オブザーバーへの軌跡

- Jørgensen, K. E. (2009) "The European Union and international organizations: A framework for analysis," in Jørgensen, K. E. ed. (2009).
- Jørgensen, K. E., and Laatikainen, K. V. eds. (2013) *Routledge Handbook on the European Union and International Institutions: Performance, policy, power*, Routledge.
- Jørgensen, K. E., and Laatikainen, K. V. (2013) "Introduction," in Jørgensen, K. E. et al. eds. (2013).
- Kaczński, P. M., and ó Broin, P. (2009) *Two new leaders in search of a job description*, CEPS Policy Brief, No. 200.
- Kaczński, P. M. et al. (2010) *Lisbon five months on: Surveying the new EU political scene*, EPIN Commentary No. 5.
- Kaczński, P. M. (2011) *Swimming in Murky Waters: Challenges in Developing the EU's External Representation*, FIIA BRIEFING PAPER 88.
- Kirchner, E. (2011) "EU contribution to and cooperation with multilateral organizations," in Blavoukos, S. et al. eds. (2011).
- Kissack, R. (2010) *Pursuing Effective Multilateralism: The European Union, International Organisations and the Politics of Decision Making*, palgrave.
- Kissack, R. (2013) "The European Union and multilateralism," in Jørgensen, K. E. et al. eds. (2013).
- Koutrakou, V. N. (2011) "European Union–United Nations co-operation in conflict and development," in Wunderlich, J-U. et al. eds. (2011).
- Laatikainen, K. V., and Smith, K. E. eds. (2006) *The European Union at the United Nations : Intersecting Multilateralism*, palgrave.
- Laatikainen, K. V., and Smith, K. E. (2006), "Introduction – The European Union at the United Nations: Leader, Partner or Failure?" in Laatikainen, K. V. et al. eds. (2006).
- Langenhove, L. V. (2010) *The EU as a Global Actor in a Multilateral World and Multilateral 2.0 Environment*, EGMONT Paper 36.
- Lieb, J., von Ondarza, N., and Schwarzer, D. eds. (2011) *The European Union in International Fora: Lessons for the Union's External Representation after Lisbon*, Nomos.
- Lieb, J., von Ondarza, N., and Schwarzer, D. (2011) "Introduction," in Lieb, J. et al. eds. (2011).
- Lucarelli, S., and Fioramonti, L. eds. (2010) *External Perceptions of the European Union as a Global Actor*, Routledge.
- Miller, V. (2011) *The European Union at the United Nations*, House of Commons Library (UK), SN 5975.
- Nugent, N. (2010) *The Government and Politics of the European Union*, Seventh edition, palgrave.
- Nuttall, S. (1992) *European Political Co-operation*, Oxford University Press.
- Oberthur, S., Jørgensen, E. K., and Shahin, J. eds. (2013) *The Performance of the EU in International Institutions*, Routledge.
- Ojanen, H. (2011) "The EU as a security actor: In and with the UN and NATO," in Blavoukos, S. et al. eds. (2011).
- Paasivirta, E., and Porter, D. (2006) "EU Coordination at the UN General Assembly and ECOSOC: A View from Brussels, A View from New York," in Wouters, J. et al. eds. (2006).
- Phillips, L. (2010a) "EU reaches out for new power at United Nations," *EUobserver*, 15 07 10@ 09 27.

- Phillips, L. (2010b) "EU bid for more rights at UN suffers surprise defeat," *EUobserver*, 15 09 10@ 09 27.
- Phillips, L. (2011) "EU wins new powers at UN, transforming global body," *EUobserver*, 03 05 11@ 22 03.
- Pirozzi, N., and Ronzitti, N. (2011) *The European Union and the Reform of the UN Security Council: Toward a New Regionalism?* IAI Working papers 11/12.
- Radke, D. (2002) *The Monterrey Consensus: The Conference on Financing for Development*, Briefing Paper (3/2002), GDI (German Development Institute) .
- Rasch, M. (2008) *The European Union at the United Nations: The Functioning and Coherence of EU External Representation in a State-centric Environment*, Martinus Nijhoff.
- Renard, T., and Hooijmaaijers, B. (2011) *Assessing the EU's Strategic Partnerships in the UN System*, EGMONT Security Policy Brief, No. 24.
- Schunz, S., Basu, S., Bruyninckx, H., Keukeleire, S., and Wouters, J. (2012) "Analyzing the Position of the European Union in the United Nations System: Analytical Framework," in Wouters, J. et al. eds. (2012).
- Smith, K. E. (2008) *European Union Foreign Policy in a Changing World*, Second edition, Polity.
- Taylor, P. (1979) *When Europe Speaks with One Voice: The External Relations of the European Community*, Aldwych.
- Telò, M. ed. (2012) *State, Globalization and Multilateralism: The challenges of Institutionalizing Regionalism*, Springer.
- Vaisse, J., and Kundnani, H. (2011) *European Foreign Policy Scorecard 2010*, European Council on Foreign Relations.
- Vaisse, J., and Kundnani, H. (2012) *European Foreign Policy Scorecard 2012*, European Council on Foreign Relations.
- Vaisse, J., and Kundnani, H. (2013) *European Foreign Policy Scorecard 2013*, European Council on Foreign Relations.
- van Seterst, J., and Klavert, H. (2011) *EU development cooperation after the Lisbon Treaty*, Discussion Paper No. 123, ecdpm.
- Wallace, H., Pollack, M. A., and Young, A. R. eds. (2010) *Policy-Making in the European Union*, Sixth edition, Oxford University Press.
- Wouters, J. (2001) *The European Union as an actor within the United Nations General Assembly*, Working Paper No. 2, Institute for International Law, K. U. Leuven.
- Wouters, J., Hoffmeister, F., and Ruys, T. eds. (2006) *The United Nations and the European Union: An Ever Stronger Partnership*, T・M・C・Asser Press.
- Wouters, J., Hoffmeister, F., and Ruys, T. (2006a) "Introduction," in Wouters, J. et al. eds. (2006).
- Wouters, J., Hoffmeister, F., and Ruys, T. (2006b) "Epilogue: The UN and the EU—The Road to Partnership," in Wouters, J. et al. eds. (2006).
- Wouters, J. (2007) *The United Nations and the European Union: Partners in Multilateralism*, Working Paper No. 1, Leuven Centre for Global Governance Studies.
- Wouters, J., Odermatt, J., and Ramopoulos, T. (2011) *The Status of the European Union at the United Nations after the General Assembly Resolution of 3 May 2011*, Global Governance Opin-

スーパー・オブザーバーへの軌跡

- ions, Leuven Centre for Global Governance Studies.
- Wouters, J., and Duquet, S. (2011) *The EU, EEAS and Union Delegations and International Diplomatic Law: New Horizons*, Working Paper No. 62, Leuven Centre for Global Governance Studies.
- Wouters, J., Bijlmakers, S., and Meuwissen, K. (2012) *The EU as a Multilateral Security Actor after Lisbon: Constitutional and Institutional Aspects*, Working Paper No. 80, Leuven Centre for Global Governance Studies.
- Wouters, J., Bruyninckx, H., Basu, S., and Schunz, S. eds. (2012) *The European Union and Multilateral Governance: Assessing EU Participation in United Nations Human Rights and Environmental Fora*, palgrave.
- Wouters, J., Van Kerckhoven, S., and Odermatt, J. (2012) *The EU at the G20 and the G20's impact on the EU*, Working Paper No. 93, Leuven Centre for Global Governance Studies.
- Wunderlich, J-U., and Bailey, D. eds. (2011) *The European Union and global governance: A handbook*, Routledge.
- 岩田将幸 (n.d.) 「今日の多国間主義における諸問題 『効果的な多国間主義』の概念を鍵に」, 『京都女子大学現代社会研究』, 115。
- 植田隆子編 (2007年) 『EU スタディーズ1 対外関係』, 勁草書房。
- 植田隆子 (2007年) 「共通外交と安全保障」, 植田隆子編 (2007年), 所収。
- 内田孟男編著 (2013年) 『国際機構論』, ミネルヴァ書房。
- 大隈宏 (2012年) 「EU External Representation の基本構図」, 『社会イノベーション研究』, 第8巻第1号。
- 大隈宏 (2013年) 「地域機構との協力」, 内田孟男編著 (2013年), 所収。
- 金丸輝男編著 (1994年) 『EU とは何か 欧州同盟の解説と条約』, ジェトロ。
- 金丸輝男編著 (2000年) 『EU アムステルダム条約 自由・安全・公正な社会をめざして』, ジェトロ。
- 辰巳浅嗣編著 (2012年) 『EU 欧州統合の現在』 [第3版], 創元社。
- 田中俊郎 (1998年) 『EU の政治』, 岩波書店。
- 中西優美子 (2012年) 『EU 法』, 新世社。
- 中村民雄 (2005年) 「EU 法制度の形成と東方拡大」, 森井裕一編 (2005年), 所収。
- 中村民雄 (2007年) 「法的基盤」, 植田隆子編 (2007年), 所収。
- 農林水産省 (2013年) 「コーデックス委員会概要」。
- ブトロス=ガーリ, ブトロス (1995年a) 『平和への課題』 (第2版), 国際連合広報センター。
- ブトロス=ガーリ, ブトロス (1995年b) 『開発への課題』, 国際連合広報センター。
- 森井裕一編 (2005年) 『国際関係の中の拡大 EU』, 信山社。
- 森井裕一 (2008年) 『現代ドイツの外交と政治』, 信山社。
- 鷺江義勝編著 (2009年) 『リスボン条約による欧州統合の新展開』, ミネルヴァ書房。

EU Documents:

- Commission of the European Communities (n.d.) *Meeting of the Heads of State or Government, The Hague, 1-2 December 1969.*

社会イノベーション研究

- Commission of the European Communities (2001a) Communication from the Commission to the Council and the European Parliament *on the 3rd United Nations Conference on Least Developed Countries*, COM (2001) 209 final.
- Commission of the European Communities (2001b) Communication from the Commission to the Council and the European Parliament–*Building an effective partnership with the United Nations in the fields of Development and Humanitarian Affairs*, COM/2001/0231 final.
- Commission of the European Communities (2002) *President Prodi goes to UN Conference on FfD (Monterrey)*, EC02-051EN, 21/3/2002.
- Commission of the European Communities (2003) Communication from the Commission to the Council and the European Parliament–*The European Union and the United Nations: The choice of multilateralism*, COM (2003) 526 final.
- Commission of the European Communities (2005) Communication from the Commission to the Council and the European Parliament, *The 2005 UN Summit–Addressing the global challenges and making a success of the reformed UN*, COM (2005) 259 final.
- European Commission (2011a) *EU Priorities for the UN General Assembly: 66th General Assembly*, 10 June 2011.
- European Commission (2011b) *66th UN General Assembly: EU high level presence in New York*, EC 11-146EN, 16/9/2011.
- European Council, *Presidency Conclusions* (2001) Göteborg European Council: 15 and 16 June 2001, 6247/02 (Presse 30).
- European Council (2003) *A Secure Europe in a Better World: European Security Strategy*, 2003.
- European Council (2008) *Report on the Implementation of the European Security Strategy – Providing Security in a Changing World –*, December 2008, S407/0811.
- European Council, The President (2011) *Statement by Herman Van Rompuy, President of the European Council, on the participation of the EU in the work of the UN*, 3 May 2011, PCE 103/11.
- European Council (2012a) *Background: The EU at the 67th UN General Assembly*, CL12-117EN, 21/9/2012.
- European Council, The President (2012b) *Herman Van Rompuy, President of the European Council, to address the UN General Assembly*, 25 September 2012, EUCO 175/12.
- Address by Herman Van Rompuy, President of the European Council, 66th United Nations General Assembly General Debate*, 22 September 2011, EUCO78/11.
- Address by H.E. Mr Herman Van Rompuy, President of the European Council, 67th General Assembly General Debate*, Wednesday 26 September 2012, United Nations, New York.
- European Union (2004) *The Enlarging European Union at the United Nations: Making Multilateralism Matter*, European Communities.

スーパー・オブザーバーへの軌跡

- European Union (2010a) *Speech by High Representative Catherine Ashton at the UN Security Council*, New York, 4 May 2010, A70/10.
- European Union (2010b) *Statement by High Representative Catherine Ashton following her call with UN Secretary-General Ban Ki-moon*, 18 August 2010, A162/10.
- European Union (2011a) *Statement by the High Representative, Catherine Ashton, on the adoption of the UN General Assembly Resolution on the EU's participation in the work of the UN*, 3 May 2011, A172/11.
- European Union~Background~(2011b) *Relations between the European Union and the United Nations*, September 2011, EU-UN/01.
- European Union (2012a) *The European Union Priorities at the United Nations (2012-15)*, GA12-001 EN, 23/5/201.
- European Union~Background~(2012b) *The European Union at the 67th UN General Assembly*, September 2012.
- European Union (2012c) *EU Leaders at the 67th United Nations General Assembly Ministerial Week*, EU12-305EN, 24/9/2012.
- Joint Statement by the Council and the Representatives of the Governments of the Member States Meeting within the Council, the European Parliament and the Commission (2005) *The European Consensus on Development*.
- European Commission and High Representative of the European Union for Foreign Affairs and Security Policy (2011) *Joint Communication to the European Parliament and the Council, Global Europe : A New Approach to Financing EU External Action*, COM (2011) 865 final.
- Council of the European Union (2010) *2009 Annual Report from the High Representative of the Union for Foreign Affairs and Security Policy to the European Parliament on the main aspects and basic choices of the CFSP*, European Union, 2010.
- Council of the European Union (2012) *The European Union medium-term priorities at the United Nations (2012-15)*, 23 May 2012, 9820/1/12 REV 1.
- General Secretariat of the Council (2012) *The European Council in 2011*, European Union.
- European Communities (2004) *Taking Europe to the World: 50 years of the European Commission's External Service*, European Communities.
- European Parliament (2011) *Report on the EU as a global actor: its role in multilateral organisations*, 29 April 2011.
- UNRIC (2007) *How the European Union and the United Nations Cooperate*, UNRIC Liaison Office in Germany, 2007.
- From EPC to CFSP: Constructing a Pillar of European Strength?* (n.d.)
- Single European Act*, *Official Journal of the European Communities*, L 169 vol. 30, 29 June 1987.
- Treaty on European Union*, Council of the European Communities and Commission of the European Communities, 1992.

社会イノベーション研究

Borchardt, K-D. (2010) *The ABC of European Union law*, European Union.

UN Documents:

- United Nations General Assembly (1947) *Future Government of Palestine*, 29 November 1947, 181 (II).
- United Nations General Assembly (1999) *Implementation of the Programme of Action for the Least Developed Countries for the 1990s, resolution adopted by the General Assembly* (15 December 1998), 2 February 1999, A/RES/53/182.
- United Nations General Assembly (2000) *Follow-up to the outcome of the Millennium Summit, Resolution adopted by the General Assembly* (14 December 2000), 18 December 2000, A/RES/55/162.
- United Nations General Assembly (2001) *Report of the Third United Nations Conference on the Least Developed Countries*, 20 September 2001, A/CONF. 191/13.
- United Nations General Assembly (2010a) *Participation of the European Union in the work of the United Nations*, draft resolution, 31 August 2010, A/64/L.67.
- United Nations General Assembly (2010b) *General Assembly Official Records*, 64th session, 14 September 2010, A/64/PV.122.
- United Nations General Assembly (2010c) *Closing Sixty-Fourth Session, General Assembly President Urges Concrete Actions to Ensure Body's Objectives Are Met, Decisions Respected, Authority Reinforced: In Close Vote, Assembly Decides to Adjourn Debate on European Union's Participation in Work of United Nations, Defers Text on Matter to Next Session*, 14 September 2010, GA/10983.
- United Nations General Assembly (2011a) *Participation of the European Union in the work of the United Nations: draft resolution*, 21 March 2011, A/65/L.64.
- United Nations General Assembly (2011b) *Participation of the European Union in the work of the United Nations: revised draft resolution*, 21 April 2011, A/65/L.64/Rev. 1.
- United Nations General Assembly (2011c) *General Assembly Official Records*, 65th session, 3 May 2011, A/65/PV. 88.
- United Nations General Assembly (2011d) *General Assembly, in Recorded Vote, Adopts Resolution Granting European Union Right of Reply, Ability to Present Oral Amendments: Delegates also Designate 30 July International Day of Friendship*, 3 May 2011, GA/11079/Rev. 1.
- United Nations General Assembly (2011e) *Participation of the European Union in the work of the United Nations, resolution adopted by the General Assembly* (3 May 2011), 10 May 2011, A/RES/65/276.
- United Nations General Assembly (2011f) *Letter dated 9 May 2011 from the Permanent Representative of the Bahamas to the United Nations addressed to the Secretary-General*, 10 May 2011, A/65/834.
- United Nations General Assembly (2011g) *Participation of the European Union in the work of the United Nations: note by the Secretary-General*, 1 June 2011, A/65/856.
- United Nations General Assembly (2011h) *List of non-Member States, entities and organizations having received a standing invitation to participate as observers in the sessions and the work of the*

スーパー・オブザーバーへの軌跡

- General Assembly: note by the Secretariat, 27 December 2011, A/INF/66/5.*
- United Nations General Assembly (2012a) *Status of Palestine in the United Nations*, 26 November 2012, A/67/L.28.
- United Nations General Assembly (2012b) *General Assembly votes overwhelmingly to accord Palestine 'Non-Member Observer State' Status in United Nations*, 29 November 2012, GA/11317.
- Secretary-General (Ban Ki-moon), United Nations (2012), *Noting new Status accorded to Palestine, Secretary-General tells General Assembly*, 29 November 2012, SG/SM/14688, GA/11318, PAL/2155.
- UN News Centre (2011) *General Assembly designates friendship day and grants EU higher participation status*, 3 May 2011.
- UN News Centre (2012) *General Assembly grants Palestine non-member observer State status at UN*, 29 November 2012.
- United Nations (1973) "Questions relating to the organs of the United Nations, membership and the United Nations Charter," *Yearbook of the United Nations*, Vol. 27.
- United Nations, International Conference on Financing for Development (2002a) *Monterrey Consensus on Financing for Development*, 18-22 March 2002.
- United Nations (2002b) *Report of the International Conference on Financing for Development*, A/CONF. 198/11, 18-22 March 2002.
- United Nations, World Summit on Sustainable Development (2002c) *The Johannesburg Declaration on Sustainable Development*, Draft political declaration submitted by the President of the Summit, 4 September 2002, A/CONF. 199/L.6/Rev. 2.
- United Nations (2005) *2005 World Summit Outcome, resolution adopted by the General Assembly* (16 September 2005), 24 October 2005, A/RES/60/1.

持続可能な開発に関する世界首脳会議（2002年）「持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言」（外務省仮訳）

- United Nations (Various Issues) *Yearbook of the United Nations*.
- United Nations General Assembly, *Rules of Procedure and Comments*.

-
- United Nations and EU (2006) *The Partnership between the UN and the EU: The United Nations and the European Commission working together in Development and Humanitarian Cooperation*, United Nations System in Brussels.
- United Nations and EU (2007) *Improving Lives: Results from the Partnership of the United Nations and the European Commission in 2006*, United Nations System in Brussels.
- United Nations and EU (2008) *Improving Lives: Results from the Partnership of the United Nations and the European Commission in 2007*, United Nations System in Brussels.
- United Nations and EU (2009) *Renewing Hopes, Rebuilding Lives: Partnership between the United Nations and the European Commission in Post-Crisis Recovery*, United Nations System in

社会イノベーション研究

Brussels.

United Nations and EU (2010a) *Improving Lives: Results of the Partnership between the United Nations and the European Union in 2009*, United Nations System in Brussels.

United Nations and EU (2010b) *Improving Lives: Partnership between the United Nations and the European Union in 2010*, United Nations – Office in Brussels.

.....

The Sixth ASEM Foreign Ministers' Meeting, *Chairman's Statement*, Kildare, Ireland, 17-18 April 2004.

ASEM Declaration on Multilateralism, 17 April 2004.

「多国間主義に関する ASEM 宣言」(外務省仮訳), 2004 年 4 月 18 日。

Chairman's Statement of the Fifth Asia-Europe Meeting, Hanoi, 8-9 October 2004.

(おおくま・ひろし = 本学教授)

付記：本稿は，成城大学特別研究助成による研究成果の一部である。



General Assembly

Distr.: General
10 May 2011

Sixty-fifth session
Agenda item 120

Resolution adopted by the General Assembly

[without reference to a Main Committee (A/65/L.64/Rev.1)]

65/276. Participation of the European Union in the work of the United Nations

The General Assembly,

Bearing in mind the role and authority of the General Assembly as a principal organ of the United Nations and the importance of its effectiveness and efficiency in fulfilling its functions under the Charter of the United Nations,

Recognizing that the current interdependent international environment requires the strengthening of the multilateral system in accordance with the purposes and principles of the United Nations and the principles of international law,

Recognizing also the importance of cooperation between the United Nations and regional organizations, as well as the benefits to the United Nations of such cooperation,

Acknowledging that it is for each regional organization to define the modalities of its external representation,

Recalling its resolution 3208 (XXIX) of 11 October 1974, by which it granted observer status to the European Economic Community,

Recalling also that, consistent with the relevant legal provisions, the European Union has replaced the European Community and is a party to many instruments concluded under the auspices of the United Nations and an observer or participant in the work of several specialized agencies and bodies of the United Nations,

Noting that the States members of the European Union have entrusted the external representation of the European Union, previously performed by the representatives of the member State holding the rotating Presidency of the Council of the European Union, to the following institutional representatives: the President of the European Council, the High Representative of the Union for Foreign Affairs and Security Policy, the European Commission, and European Union delegations, which have assumed the role of acting on behalf of the European Union in the exercise of the competences conferred by its member States,

* Reissued for technical reasons on 18 May 2011.



Mindful of the modalities for the participation of observer States and entities, and other observers in the work of the United Nations, as set out in the respective resolutions,

1. *Reaffirms* that the General Assembly is an intergovernmental body whose membership is limited to States that are Members of the United Nations;
2. *Decides* to adopt the modalities set out in the annex to the present resolution for the participation of the representatives of the European Union, in its capacity as observer, in the sessions and work of the General Assembly and its committees and working groups, in international meetings and conferences convened under the auspices of the Assembly and in United Nations conferences;
3. *Recognizes* that, following a request on behalf of a regional organization that has observer status in the General Assembly and whose member States have agreed arrangements that allow that organization's representatives to speak on behalf of the organization and its member States, the Assembly may adopt modalities for the participation of that regional organization's representatives, such as those set out in the annex to the present resolution;
4. *Requests* the Secretary-General to inform the General Assembly during its sixty-fifth session on the implementation of the modalities set out in the annex to the present resolution.

*88th plenary meeting
3 May 2011*

Annex

Participation of the European Union in the work of the United Nations

1. In accordance with the present resolution, the representatives of the European Union, in order to present positions of the European Union and its member States as agreed by them, shall be:
 - (a) Allowed to be inscribed on the list of speakers among representatives of major groups, in order to make interventions;
 - (b) Invited to participate in the general debate of the General Assembly, in accordance with the order of precedence as established in the practice for participating observers and the level of participation;
 - (c) Permitted to have its communications relating to the sessions and work of the General Assembly and to the sessions and work of all international meetings and conferences convened under the auspices of the Assembly and of United Nations conferences, circulated directly, and without intermediary, as documents of the Assembly, meeting or conference;
 - (d) Also permitted to present proposals and amendments orally as agreed by the States members of the European Union; such proposals and amendments shall be put to a vote only at the request of a Member State;
 - (e) Allowed to exercise the right of reply regarding positions of the European Union as decided by the presiding officer; such right of reply shall be restricted to one intervention per item.
2. The representatives of the European Union shall be ensured seating among the observers.

3. The representatives of the European Union shall not have the right to vote, to co-sponsor draft resolutions or decisions, or to put forward candidates.
4. A precursory explanation or recall of the present resolution shall be made only once by the President of the General Assembly at the start of each session.